

[概要版]

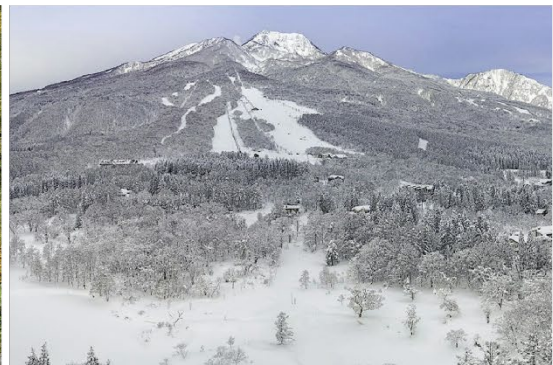
次の時代につなぐ人と自然にやさしいふれあい交流都市

妙高市都市計画マスタープラン



すべてはその手から

SDGs 未来都市 妙高



平成 23 年 3 月策定
令和 4 年 3 月改訂
新潟県妙高市

第1章 都市計画マスタープランとは	1
1. 役割と目的	1
2. 位置づけ	1
3. 目標年次	1
4. 対象区域	2
5. 構成	2
第2章 都市づくりの目標	4
1. 都市づくりの課題	4
2. 都市づくりの方向性	6
第3章 都市全体構想	14
1. 土地利用の方針	14
2. 交通体系の方針	17
3. 都市施設整備の方針	20
第4章 地域別構想	23
1. 地域別構想の策定にあたり	23
2. 新井中央地域の目指すまちづくり	24
3. 新井西部地域の目指すまちづくり	26
4. 新井北部地域の目指すまちづくり	28
5. 新井東部地域の目指すまちづくり	30
6. 妙高地域の目指すまちづくり	32
7. 妙高高原地域の目指すまちづくり	34
第5章 実現化方策	36
1. 実現に向けた取り組み	36
2. まちづくりの実現方策	38
3. 重点的に取り組む施策	39

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 役割と目的

都市計画マスタープランとは、都市及び地域の目指すべき将来像の方向性とその実現のための主要課題、それに対応した整備方針及び地域ごとの特性を活かした将来のあるべき姿を、都市整備分野からわかりやすく描き、これらを実現するための方策を「道すじ」として明らかにし、妙高市の都市づくりの「指針」となるものです。

市は、平成23年3月に「妙高市都市計画マスタープラン」を策定し、都市計画行政を推進してきましたが、計画策定から10年が経過し、また、本市の総合的なまちづくりの方向性を示した「第3次 妙高市総合計画」が令和2年3月に策定されたことなどを受け、本計画の見直しを行います。

2. 位置づけ

都市計画法第18条の2において、市町村は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）を定めることとなっており、市が定める「第3次 妙高市総合計画」や県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即したものでなければならないと位置づけられています。

また、都市機能及び居住を誘導する目標及び施策を定めた「妙高市立地適正化計画」、市内の公共交通網の形成に関する方針等を定めた「妙高市地域公共交通網形成計画」は、本計画の個別計画として位置づけられます。さらに、本計画の策定にあたっては、「妙高市環境基本計画」や「妙高農業振興地域整備計画」等のその他の計画とも整合を図ります。

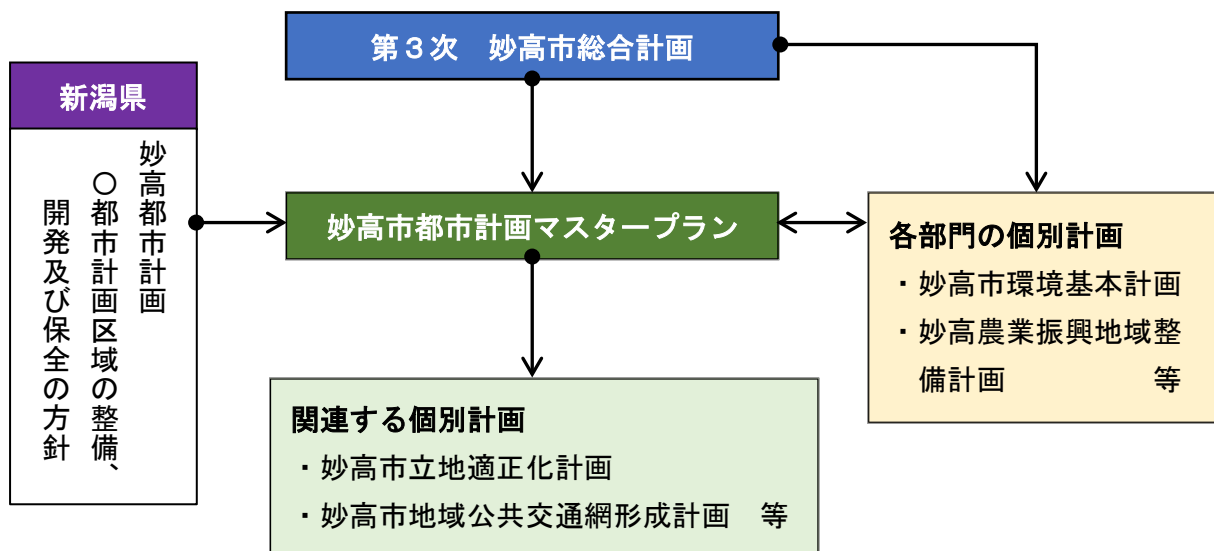


図1-2-1 都市計画マスタープランの位置づけ

3. 目標年次

本計画は、概ね20年後（平成23～令和12年度）を目標として策定していましたが、今回は中間時点（計画策定10年後）としての見直しを行います。

4. 対象区域

都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象区域とするものです。

なお、本市は市域全域が都市計画区域ではありませんが、本計画においては、妙高市全域を対象区域として策定し、都市計画区域内については、都市づくりの「実現に向けた基本的な方針」、都市計画区域外については、「都市づくりに向けた方向性」を検討します。

5. 構成

都市計画マスタープランは、都市づくりの基本理念やテーマを普遍的に示す都市全体の目標及び都市全体の将来像を都市整備分野（都市計画を構成する土地利用、都市施設、都市環境等）として示します。構成については、下図に示すとおりです。

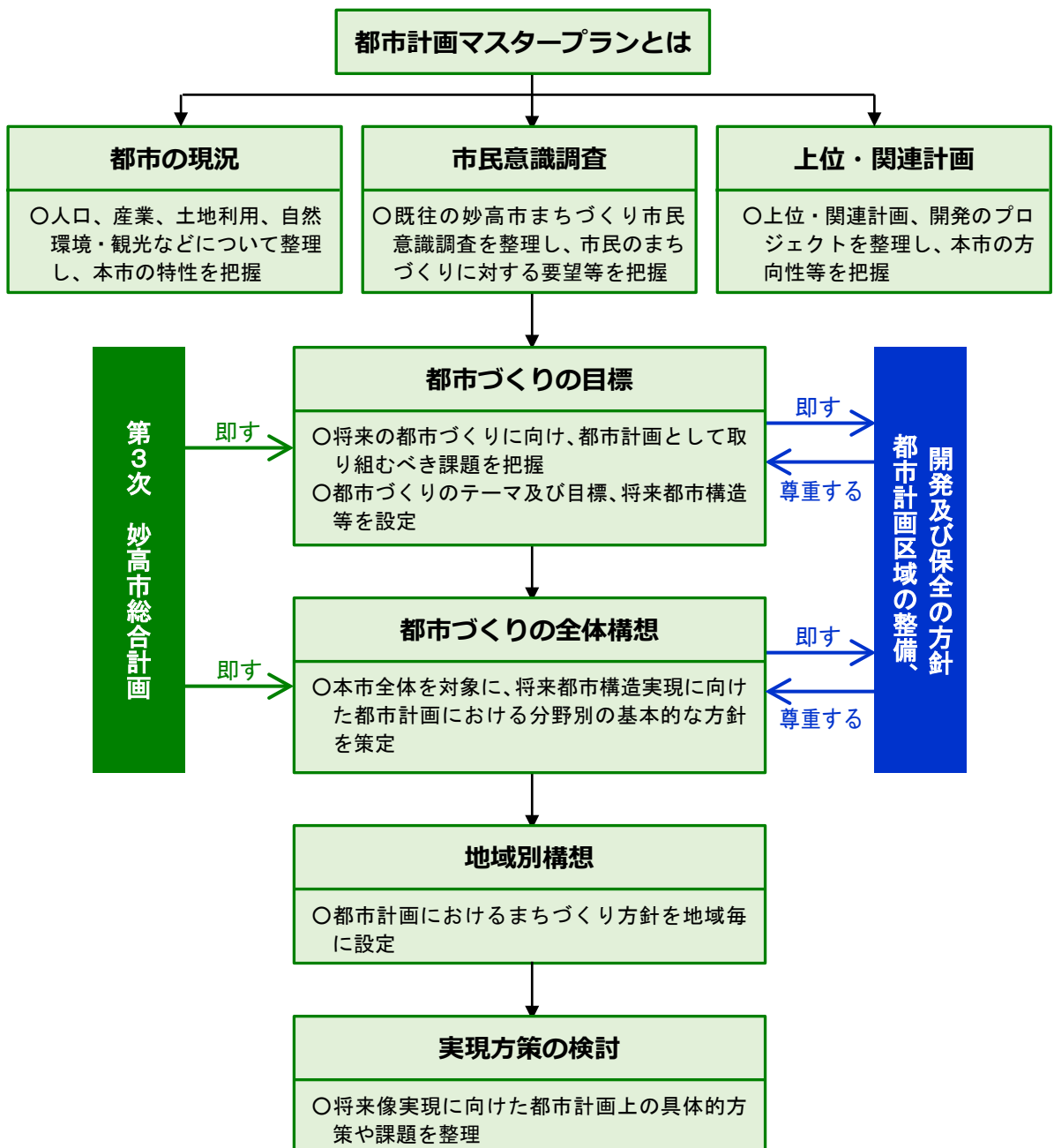


図 1-5-1 都市計画マスタープランの構成

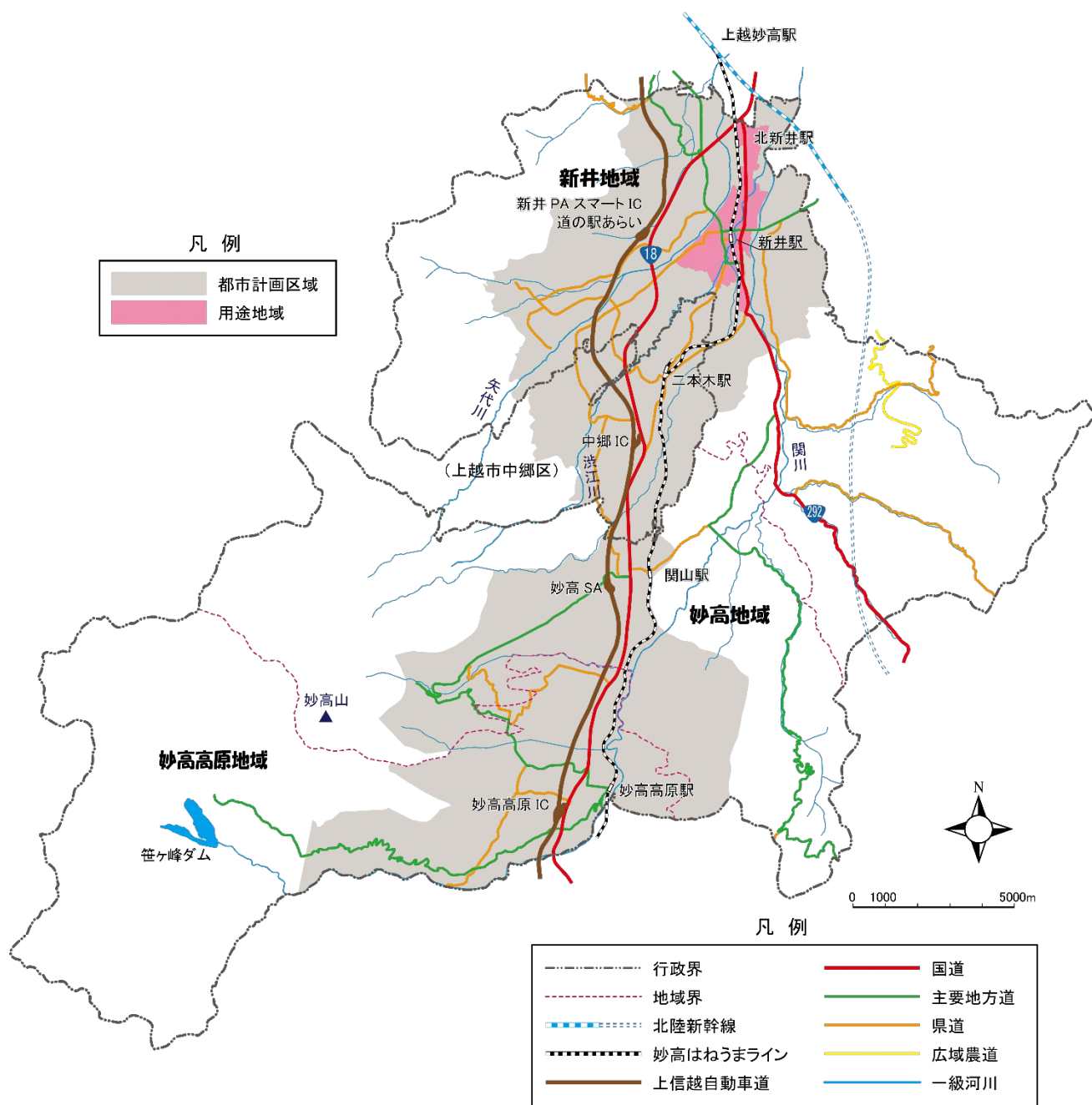


図 1-5-2 妙高市全図

第2章 都市づくりの目標

1. 都市づくりの課題

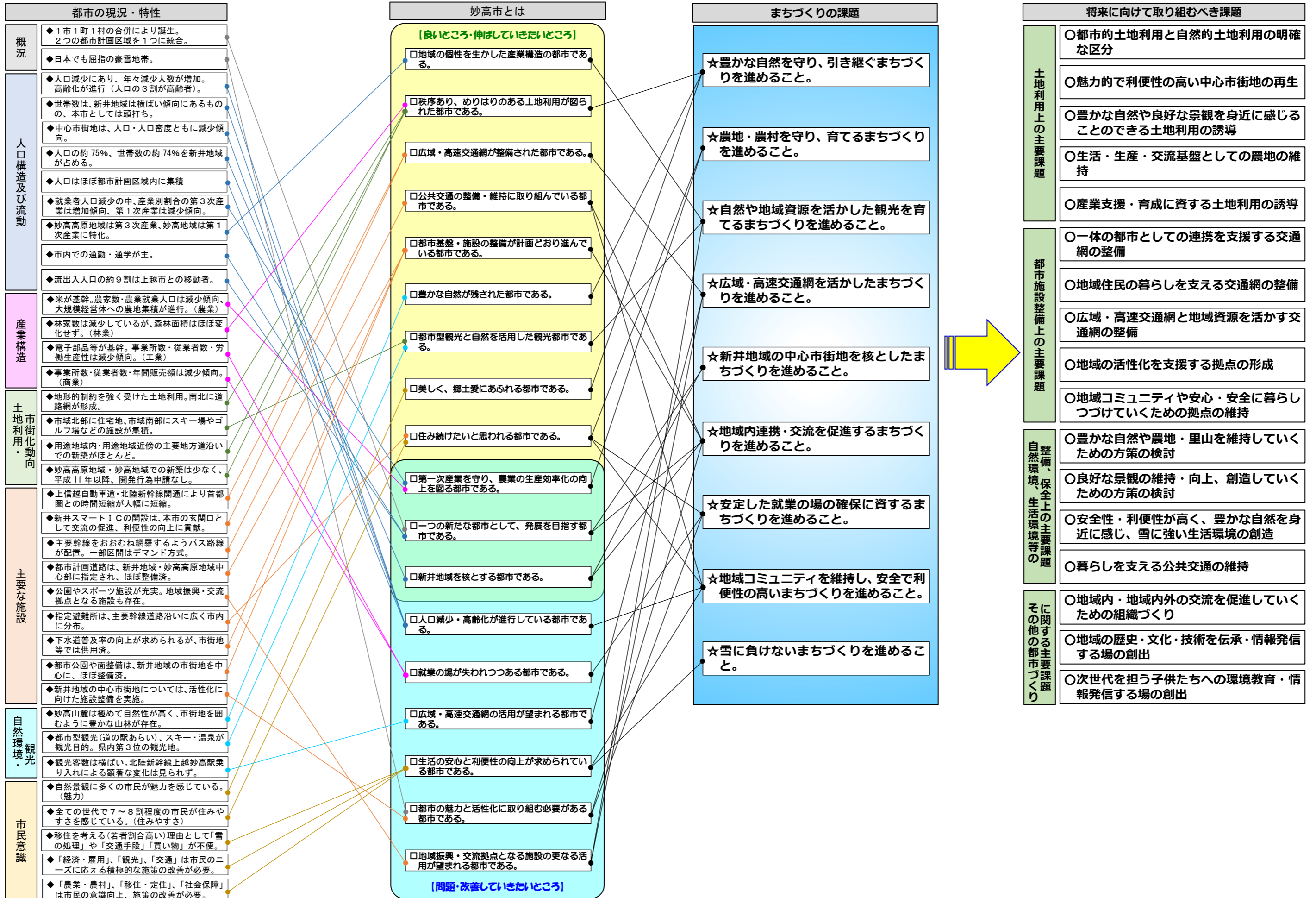
都市の現況・特性より、本市の都市としての特徴とまちづくりの課題を整理し、上位・関連計画を踏まえ、まちづくりにおける将来に向けて取り組むべき課題を以下のとおり整理します。

都市計画マスタープランでは、これらを総括し、一体的な取り組みについて検討していきます。

表 2-1-1 将来に向けて取り組むべき課題

土地利用上の主要課題	
都市的土地利用と自然的土地利用の明確な区分	
魅力的で利便性の高い中心市街地の再生	
豊かな自然や良好な景観を身近に感じることのできる土地利用の誘導	
生活・生産・交流基盤としての農地の維持	
産業支援・育成に資する土地利用の誘導	
都市施設整備上の主要課題	
一体の都市としての連携を支援する交通網の整備	
地域住民の暮らしを支える交通網の整備	
広域・高速交通網と地域資源を活かす交通網の整備	
地域の活性化を支援する拠点の形成	
地域コミュニティや安心・安全に暮らしつづけていくための拠点の維持	
自然環境、生活環境等の整備、保全上の主要課題	
豊かな自然や農地・里山を維持していくための方策の検討	
良好な景観の維持・向上、創造していくための方策の検討	
安全性・利便性が高く、豊かな自然を身近に感じ、雪に強い生活環境の創造	
暮らしを支える公共交通の維持	
その他都市づくりに関する主要課題	
地域内・地域内外の交流を促進していくための組織づくり	
地域の歴史・文化・技術を伝承・情報発信する場の創出	
次世代を担う子供たちへの環境教育・情報発信する場の創出	

■将来に向けて取り組むべき課題の整理



2. 都市づくりの方向性

(1) 都市づくりの基本理念

本計画では、本市における都市の現状から見た課題を踏まえるとともに、上位計画である「第3次妙高市総合計画」に示される本市の将来像である「生命地域の創造 ～人、自然、全ての「生命」が輝く妙高～」を、都市づくりの基本理念として設定します。

■都市づくりの基本理念

生命地域の創造

～人、自然、全ての「生命」が輝く妙高～

妙高山麓に広がる本市には、豊かな自然環境をはじめ、積み重ねられてきた歴史、培われてきた文化など、ゆったりと豊かな暮らしのできる素晴らしい自然の恵みが、令和の現代になっても今なお残されています。

地球に生命が誕生して以来、受け継がれてきた生命の連鎖。私たちは、尊い生命をいただいたことに感謝し、おかげさまの精神で、このかけがえのない自然の恵みを守ってきました。

しかしながら、人口減少による過疎化や若者の流出、少子化など、私たちを取り巻く生活環境が大きく変わり、次の時代を見通すことが難しい新たな局面を迎えている中、本市が住みよい地域であり続けるためには、身体と大地とは一体であるという「身土不二」の考えのもと、「生命地域の創造」というまちづくりの目指す方向を、今一度、市民の皆様と共有していく必要があります。そして、今こそ、地域住民自らが主役となるための意識変革を促すとともに、地域資源の魅力をさらに磨きあげ、新しい時代の流れを力に、妙高を未来に向けて持続可能な都市に創り上げていく覚悟が必要です。

そこで、ふるさと妙高を想う人と豊かな自然のつながりを大切にし、全ての「生命」が輝き、真の豊かさを実感でき、安心して「生命」を育むことができる「生命地域の創造」をあらためて基本理念に掲げ、次の時代につなぐまちづくりに取り組んでいきます。

第3次妙高市総合計画 まちづくりの基本理念（将来像）

(2) 本市における都市づくりの考え方

◆持続的な都市づくりの実現（SDGs）

都市づくりの基本理念に掲げる「生命地域の創造」という考え方は、次の時代につながるまちづくりを進めていくという点で、平成27年9月に国連総会が採択した「持続可能な開発目標のための2030アジェンダ」の宣言の目指すべき方向性と同じであると考えます。そして、その宣言の中核が2030年を期限とする17のゴールからなるSDGsです。

17のゴールのうち、都市づくりの観点から特に関連が深いとされるものは「11 住み続けられるまちづくりを」を中心に、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」を含めた9のゴールと考えられます。また各々のゴールは相互に関連していることから、住み続けられるまちづくりを基本に据えつつ分野横断的な目標達成に向けたアプローチを進めていきます。

17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(□ : 特に関連が深いゴール)

(出典 : 国連広報センター)

◆スマートシティ妙高の推進

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く Society5.0 時代の到来を踏まえ、急速な人口減少・高齢化や、多発する都市型災害等の多くの都市課題に対して ICT を可能な限り活用したソリューションの提示をすることで、将来にわたって安心して暮らし続けることができるまちづくり「スマートシティ妙高」を推進します。

またスマートシティの実現には官民連携による取組が重要であり、地域の先進的な技術を有する企業、大学・研究機関等と積極的に協力し、ICT 施策の推進を図っていきます。

◆集約的都市構造の構築

【生命地域における集約型都市構造の考え方】

- ① 「本市の生命すべての源泉は、豊かな自然である」との認識のもと、自然との共存共栄、自然・市民・来訪者の相互扶助により、暮らしと営みの維持・創造による持続的発展が可能な都市を目指すことを基本とする。
- ② 役所・支所周辺、交通結節点等まちの中心地は、人々の交流や生活の利便性向上のため、既存の集積を活かしつつ、都市基盤の整備や都市機能の複合化、広域ネットワークの活用により、集落等との役割分担のもと、本市の発展と活性化を目指す。
- ③ 市街地の周辺に広がる集落と農地は、必要最低限の都市基盤の整備と集落間での連携により、生活と生産の場として維持するとともに、交流と市街地に身近な自然を提供する場として、本市の発展に寄与する。
- ④ 市街地と集落・農地を囲む自然豊かな森林は、保全と活用のバランスのもと、交流と都市に安全・安心、やすらぎと潤いを提供する場として、本市の発展を支える。

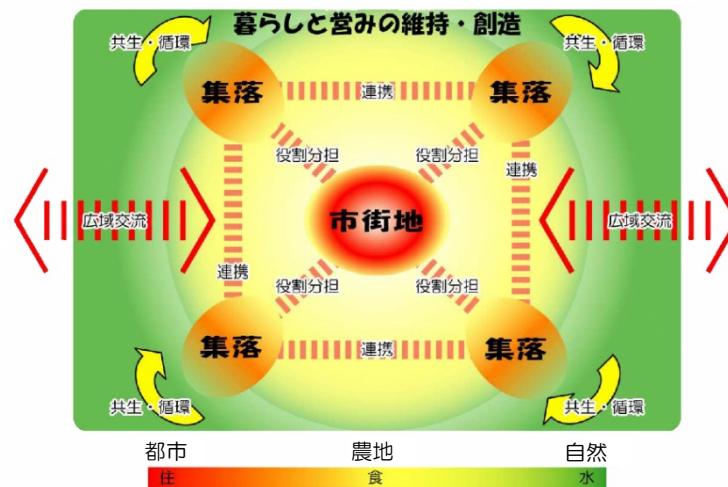


図 2-2-1 生命地域における集約型都市構造の考え方

国・県においては、都市化の進展に対応した「拡散型都市構造」から、持続可能な都市の実現に向け「集約型都市構造」の構築を目指しているところです。

本市も全国の諸都市同様、人口減少・高齢化の状況にあり、都市の維持コストの縮減と環境負荷の低減などの観点から、「集約型都市構造」の構築を図り、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を目指すための計画として、「妙高市立地適正化計画」を策定しています。

ただし、本市の場合、地形的制約により、都市計画区域内人口は行政区域人口の約93%を占めており、「集約型都市構造」の構築に向けた下地は整っているものと判断できるため、本市における都市づくりは、これまで行われてきたまちづくりと豊かな自然を基本に、『環境保全』『観光振興』『地域振興』により、「生命地域の創造」に資する集約型都市構造の構築を図ることとします。

(3) 将来都市像

本市の都市づくりの基本理念である「生命地域の創造～ 人、自然、全ての「生命」が輝く妙高 ～」及び都市づくりの考え方を踏まえ、人と美しい自然のつながりを大切に、市民が安全安心に暮らせる持続可能なまちづくりを推進するとして「次の時代につなぐ人と自然にやさしいふれあい交流都市」を目指す都市像に設定します。

次の時代につなぐ 人と自然にやさしいふれあい交流都市

(4) 基本目標

人口減少と高齢化が進む中での地方都市における人口や活力の維持、都市の持続性の確保、近年頻発する自然災害の発生などを背景とした防災への市民意識の高まり、地球環境問題の顕在化など、都市を取り巻く潮流変化の中で、まちづくりは新たな課題に直面しています。

一方、本市には、豊かな自然環境をはじめ、積み重ねられてきた歴史、培われてきた文化など、ゆったりと豊かな暮らしのできる素晴らしい自然の恵みがあります。ふるさと妙高を想う人と豊かな自然のつながりを大切に、地域資源を活かしてより魅力ある都市として持続的に発展していくため、以下の3つの基本目標を設定します。

①美しい自然と共生する集約型都市を目指したまちづくり

持続可能な都市経営へと転換するために、本市の美しい自然との調和、共生に配慮しながら、中心拠点においては、行政、医療・福祉、商業、交流などの都市機能を集約し、高齢者、子育て世代など誰もが安全快適に歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。

また、これまでどおり快適に暮らせるように、道路、公園、下水道等の適正な維持管理を行うとともに、必要な生活サービス機能を有する地域拠点を形成します。

また、市民の日常生活の移動手段としての公共交通について、中心拠点や生活拠点へのアクセス性の維持・向上に努めます。

②雪や災害に強く、安全・安心なまちづくり

特別豪雪地帯に指定されている本市では、特に冬期においても住みやすい快適な住環境確保のための支援を講じるとともに、今後も除雪管理システム等の効果的な運用により、雪国でも住みやすいまちづくりを進めます。

また、新井駅周辺地域においては、多様な都市機能を快適・安全に利用できるよう、子どもや高齢者に配慮した安全・安心な歩行者空間の確保を図ります。

道路、河川、砂防等の既存インフラ施設については、災害発生時の被害拡大抑制を図るため、雪や災害に強い改修を順次進めていきます。

さらに、雪害や地震、水害等自然災害に対するハード、ソフト両面での総合的な防災対策により、安全・安心な暮らしの確保を図ります。

③にぎわいと多様な交流が生まれるまちづくり

新井駅周辺においては、既存の都市機能の維持・充実及び有効活用をはじめ、多様な交流を促進する施設の配置などにより、求心力のある、まちなかの賑わい再生を図ります。

中心市街地内の低未利用地や空き店舗等の有効活用を図りながら、若い世代が魅力を感じる商業機能や多機能で複合的な都市機能の誘導を図り、多様な交流が生まれる空間の創出を図ります。

また、市民の日常生活の移動手段としての公共交通について、中心拠点や生活拠点へのアクセス性の維持・向上に努めます。

「基本理念」と「将来都市像」の体系

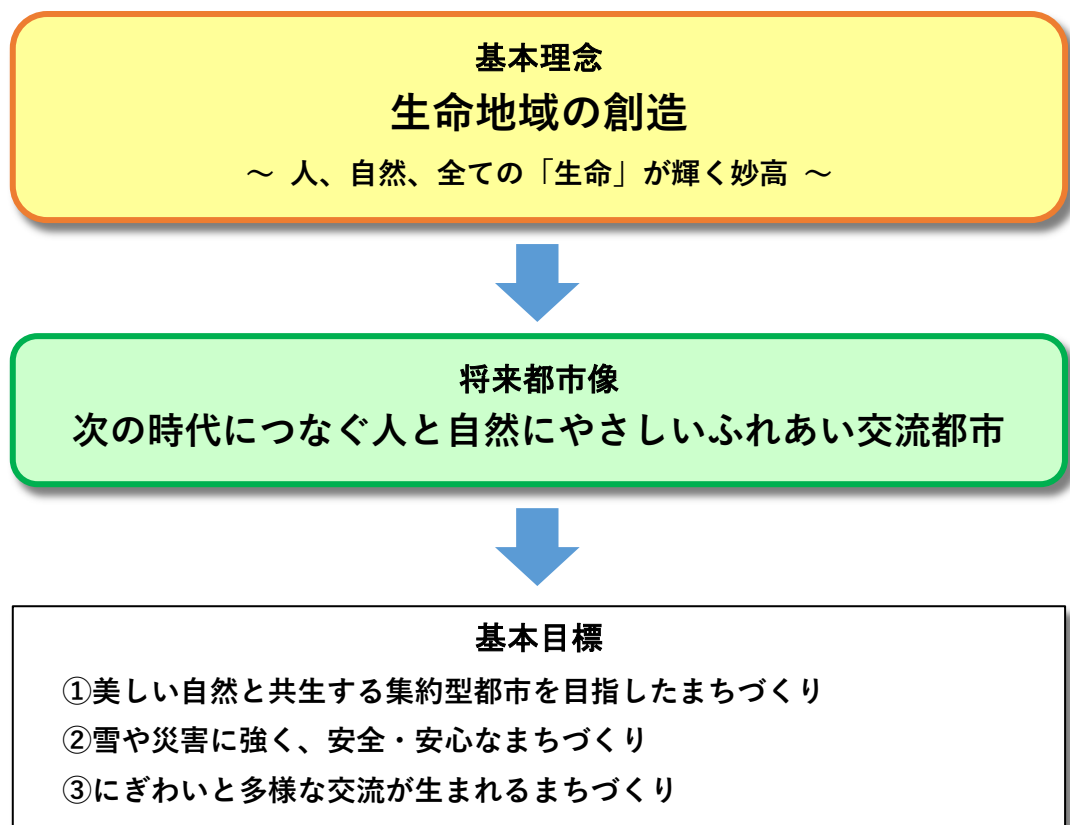


図 2-2-2 「基本理念」と「将来都市像」の体系

(5) 将来都市構造

将来都市構造とは、妙高市の都市形成上の基本的な骨組み（構造）を示すものです。

将来都市構造を定めるにあたっては、「将来都市像と基本目標」を踏まえ、都市を構成する主要な要素として「市街地・土地利用」、「拠点」、「都市軸」の3項目を掲げ、その考え方を示します。

①市街地・土地利用

本市の市街地（＝用途地域内）については、これ以上の市街地拡大をできるだけ抑え、既成市街地の都市的機能の再構築や再整備・充実を念頭に各施設等機能のネットワークを強化することにより、コンパクトで安全・便利な市街地形成に努めていきます。

用途地域以外の地区については、生活利便性を高めつつ豊かな自然環境と調和した生活環境の質的向上を目指すとともに、優良農地の保全とほ場整備の促進を図ります。

②拠点

ア 中心拠点

新井駅周辺を都市構造上の中心となる「中心拠点」に位置づけ、今後も既存の生活・都市機能の維持を図るとともに、必要な生活・都市機能を誘導し、本市の都市核として再構築を図ります。

イ 地域拠点

北新井駅周辺、関山駅周辺、妙高高原駅周辺を、中心拠点を補完し地域住民の生活拠点となる「地域拠点」に位置づけ、地域の都市的な生活を支える拠点として機能の充実を図ります。

ウ 工業・流通拠点

新井工業団地、新井東部工業団地一帯を「工業・流通拠点」として位置づけます。

工業・流通拠点については、地域の発展を支える産業機能の維持・増進を図るとともに、地域産業の流通を支える機能強化を図ります。

エ 観光・交流拠点

上信越自動車道新井スマートICと国道18号の隣接地に位置する「道の駅あらい」周辺は、都市住民との交流が可能な商業施設、レクリエーション施設等の利便施設の誘導を図るとともに、広域幹線道路に接続する広域防災拠点として機能強化を図ります。

妙高戸隠連山国立公園を含む「妙高高原温泉郷」一帯は、スキー場、ゴルフ場、温泉地、高原リゾート地など多くの観光資源が存在しており、自然環境の保全を図りながら、豊かな自然を多くの方々から体験していただくための観光・交流拠点としての活用を図ります。

また、市民の交流の場、レクリエーション需要に対応する公園として「新井総合公園」、「新井運動公園」、「妙高高原総合運動公園（妙高高原スポーツ公園）」を配置し、機能の維持・充実を図ります。

③都市軸

ア 広域連携軸

他都市との広域的な連携を担う、妙高はねうまライン（えちごトキめき鉄道）、上信越自動車道、国道 18 号、国道 292 号を「広域連携軸」位置づけ、交流を拡大するとともに、本市の魅力発信による産業や観光の振興を図るため、広域的なネットワークを強化します。

イ 地域連携軸

都市内幹線として、本都市計画区域内の交通の円滑化を図るとともに広域連携軸を補完し、本区域内を有機的にネットワークする県道新井柿崎線、妙高高原公園線、上越新井線、上越高田インター線、飯山斑尾新井線などを「地域連携軸」に位置付けます。

地域連携軸については、道路・交通網として広域連携軸と一体的に機能する本市の骨格を形成し、既成市街地と集落間及び市域に点在する集落間の連携強化、都市の一体化を図ります。

また、公共交通ネットワークの充実、公共施設や観光施設等へのアクセス向上を支える道路網として機能の強化を推進します。

ウ 河川水辺軸

関川、矢代川、渋江川などの河川空間、いもり池や苗名滝などの水辺空間を、都市の骨格となる水と緑の景観を構成する「河川水辺軸」に位置づけます。

「河川水辺軸」については、良好な自然環境・景観を保全、活用を図ります。

また、洪水などの自然災害に備えた防災対策の強化を図ります。

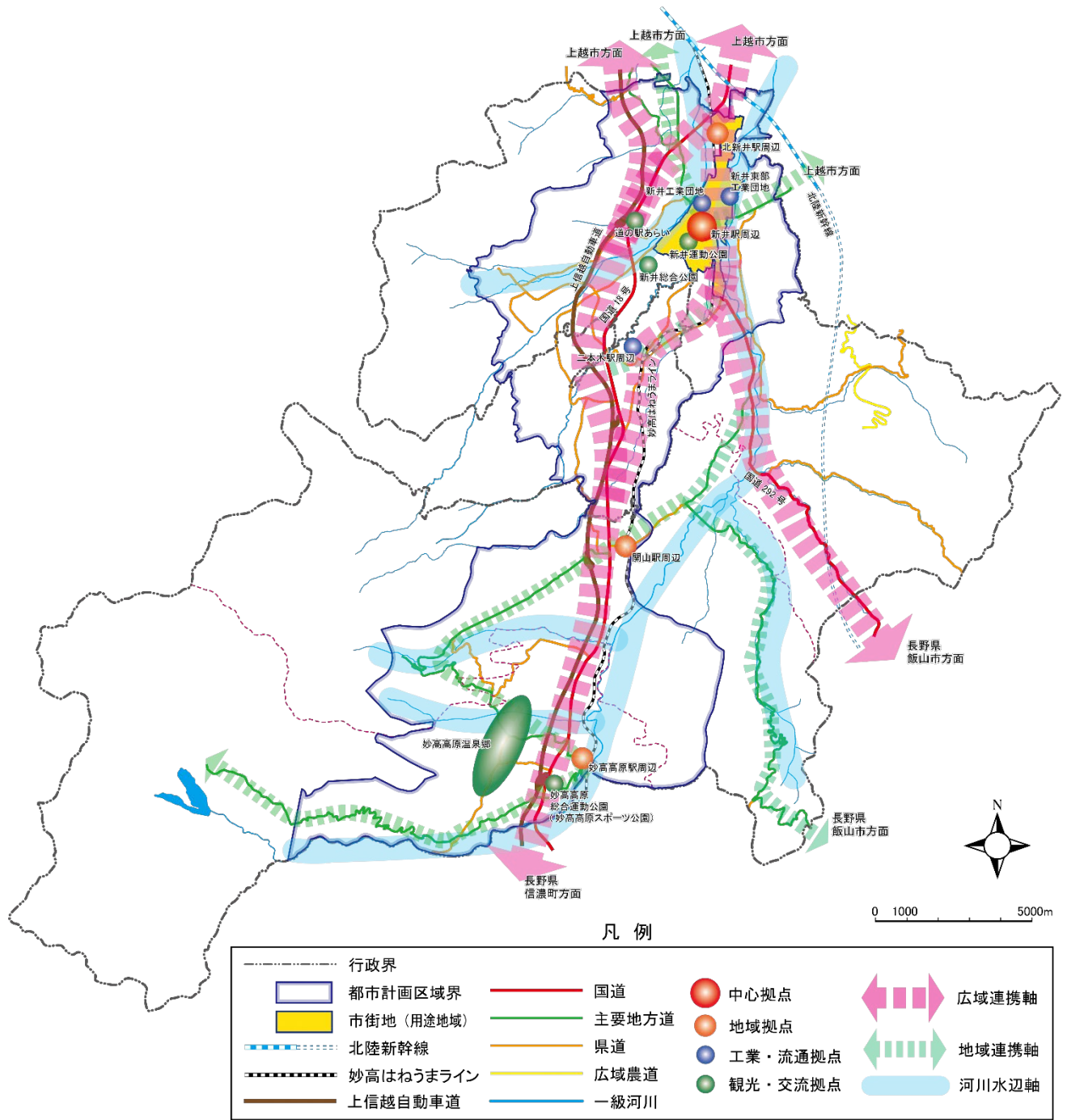


図 2-2-3 将来都市構造図

第3章 都市全体構想

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の現況

本市は、東西南の3方向が標高1,000mを超える山岳に囲まれ、市域の約7割が極めて高い自然性を有する山林となっています。なお、市域西部の妙高山麓一帯は、妙高戸隠連山国立公園や久比岐県立自然公園に指定されるとともに、これら自然を活用したスキー場・ゴルフ場としても利用されているところです。

このように本市の土地利用については、地形的制約を強く受け、妙高山麓を源とする関川・矢代川の一級河川に沿うように妙高はねうまライン（えちごトキめき鉄道）、国道18号・国道292号及び上信越自動車道が市域を南北に縦断し、都市の骨格が形成され、新井駅を中心とした市域北部（新井地域の中心市街地）と、妙高高原駅を中心とした市域南部（妙高高原地域の妙高高原駅周辺）に住宅等を中心とした市街地が形成されています。なお、関川・矢代川等の大小河川によって形成された扇状地の多くは、優良農地として利用されており、田園集落が形成されるとともに、市域東部や南部の山間部の河川沿いに小規模集落が点在しています。

(2) 土地利用の基本的な考え方

将来都市像である「次の時代につなぐ人と自然にやさしいふれあい交流都市」の実現に向け、妙高山麓等の豊かな自然の保全を基本としながら、市民と来訪者の交流による暮らしと営みの維持・創造による持続的発展に資する効果的な土地利用の連携を図っていきます。

具体的には、これまでの土地利用に関する規制を基本としつつ、総合的な視点より、機能的な土地利用を図っていくこととします。

また都市計画施策に関し、地域住民が発意しやすいような仕組みづくりを進め、それにより出された意見や考え方などを尊重するとともに、さらに、関係機関との連携を図りながら、地域及び都市の特性を活かした土地利用方策を検討、実践していきます。

(3) 土地利用の構想

1) 住宅系土地利用

◆基本方針◆

住宅地については、ゆとりとふれあいに満ちた心豊かな暮らしの舞台として、既存施設の活用と都市基盤の充実により、高齢者や障がい者などに優しく、安全性・利便性・快適性を高める土地利用を図ります。

2) 集落系土地利用

◆基本方針◆

集落地については、自然や田園環境に調和したゆとりある居住環境の維持、形成を図り、田舎暮らしの魅力を高め、交流促進に資する土地利用を図ります。

3) 商業・業務系土地利用

◆基本方針◆

商業・業務地については、住宅地との位置関係に配慮し、徒歩や自転車といった身近で環境負荷の少ない交通手段でも利用可能な位置に配置し、交流の場としての活用も可能な土地利用を図ります。

4) 工業系土地利用

◆基本方針◆

工業地については、産業の高度化と生産活動の効率化など、高い操業環境が形成できる位置に、現在及び将来の工業生産規模・業種を考慮しつつ、周辺環境に十分配慮した土地利用を図ります。

5) 森 林

◆基本方針◆

豊かな自然を次世代に引き継ぎつがれるように適切な保全を図ります。

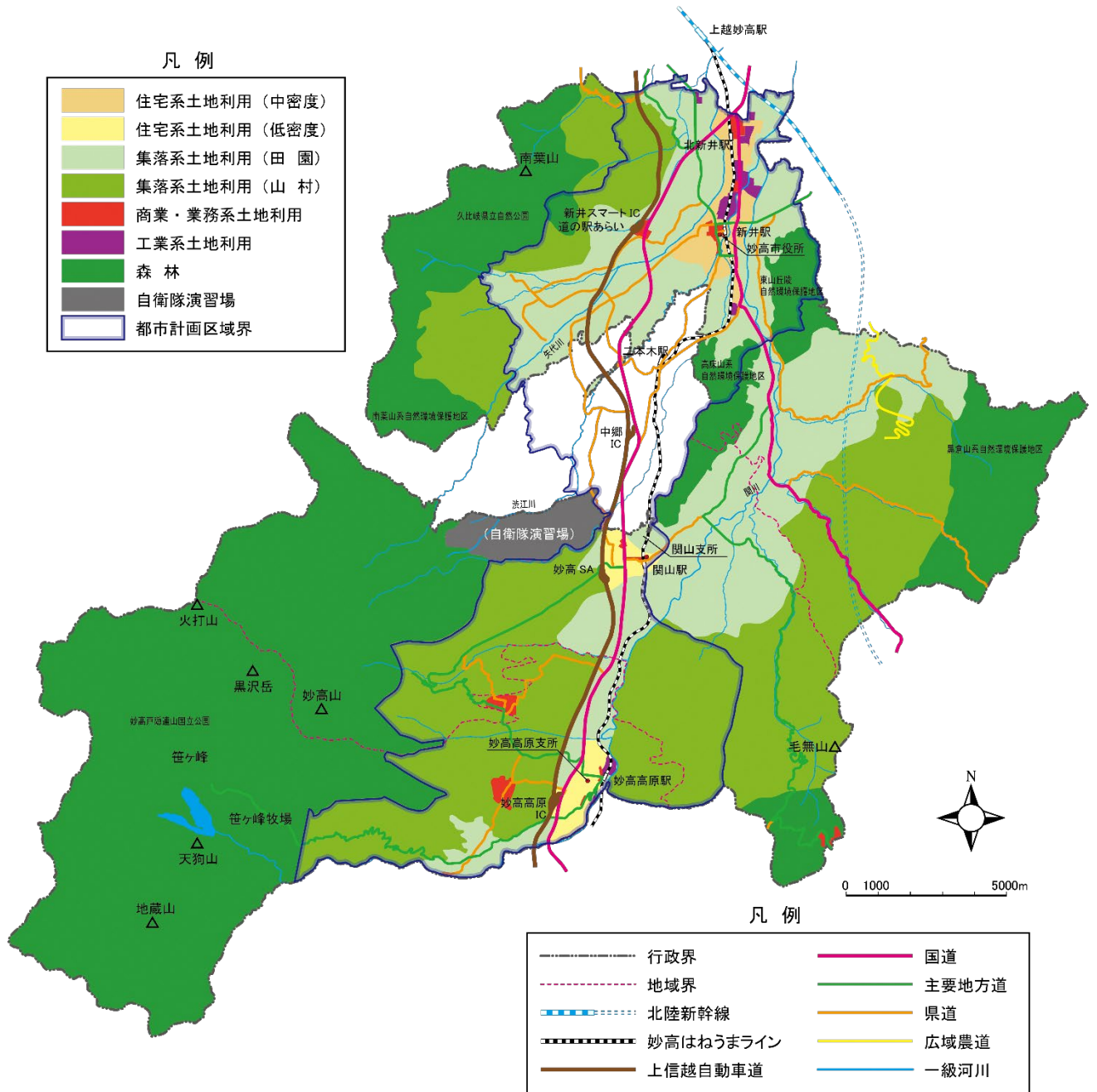


図 3-1-1 土地利用構想図

2. 交通体系の方針

(1) 交通体系の概況

本市の道路網は、高速道路1路線、国道2路線、主要地方道6路線、一般県道18路線といった幹線道路と市道により形成されています。また都市計画道路としては、新井地域の市街地周辺と妙高高原地域の妙高高原駅を中心とした範囲に計15路線が決定され、そのうち11路線が整備済みであり、全体の整備進捗率は78.0%と高い状況にあります。

市域全域で見ると、地形的制約を強く受け、南北方向に縦断する国道18号・国道292号を軸とした楕円形となっており、両路線は、隣接する上越市や長野県飯山市・信濃町を連絡する広域連絡軸のみならず、市域を結ぶ重要な役割を担っています。

市内を地域別にみると、新井地域については、新井駅西側の中心市街地を中心に放射状に主要幹線道路が位置し、都市計画道路新井東部環状線（整備済み）や都市計画道路石塚小出雲線（整備済み）の整備により環状道路網が形成されるなど、道路網ネットワークとして比較的充実が図られていますが、新井地域の東南部や妙高地域、妙高高原地域については、道路網ネットワークの形成が弱く、既存の幹線道路の位置づけが大変重要なものとなっています。

また、本市には上信越自動車道が整備されており、市域北部の新井パーキングエリアに設置されたスマートインターチェンジや市域南部の妙高高原インターチェンジは、本市の玄関口として機能しているところです。

公共交通については、妙高はねうまライン（えちごトキめき鉄道）が国道18号とほぼ併走するように位置し、市内の4駅は市街地内や支所近傍に配置されていますが、乗降客数は各駅ともに減少傾向にあります。バス等については、市内の主要幹線を概ね網羅するよう計19系統が運行され、一部区間におけるデマンド方式の活用や、コミュニティバス、乗合タクシーの運行により、市民の重要な足として機能しています。

(2) 交通体系の基本的な考え方

都市づくりの目標である「次の時代につなぐ人と自然にやさしいふれあい交流都市」の実現に向け、環境負荷の低減に配慮しながら、市民と来訪者の交流による暮らしと営みを支える交通体系の整備を図ります。

具体的には、これまでの交通体系の維持を基本としつつ、土地利用と連動し、誰もが移動しやすく、かつ、過度に自動車に頼らなくても済む交通体系、暮らしにおける移動距離に適した交通手段の選択が可能な環境整備、また、本市の発展や内外交流を支援するために必要な道路整備もあわせて検討していきます。

(3) 交通体系の構想

1) 道路

◆基本方針◆

各道路の担う役割に応じた機能の維持・向上及び相互連携による、安全・安心・快適な道路環境の維持・向上を図ります。

【広域幹線道路】

○下記路線については、本市と上越市、長野県信濃町及び飯山市を結び、市民と来訪者の交流を促進し、さらに、暮らしと営みを支える他、非常時の広域的な物資輸送機能も有する広域連携軸の役割を担う「広域幹線道路」と位置づけ、機能の確保と利便性向上等によるまちづくりへの有効活用を図ります。

【地域幹線道路】

○下記路線については、「広域幹線道路」を補完し、地域、集落、資源を結び、本市の暮らしを支援する、地域連携軸の役割を担う「地域幹線道路」として位置づけ、安全で円滑な交通機能の確保を図ります。

【幹線道路】

○上記までに示した路線を除く主要地方道及び一般県道等については、広域・地域幹線道路から主要施設・集落等を連絡し、市民と来訪者の交流による暮らしと営みを支える基礎となる路線であることから、地域住民の考え方や意見を確認・尊重しながら、必要な道路改良及び修繕、また冬期間の除雪に対応した堆雪スペースの確保など、関係機関である県と調整を行います。なお、市道については、必要性を見極めながら整備及び維持を進めていきます。

【主要地区内道路】

○上記までに示した路線を除く、生活路線として豪雪時以外は常時交通確保を目指す市道については、市民の心豊かな暮らしの基礎となる主要地区内道路として、歩行者・自転車・自動車が円滑かつ安全・快適に移動できる道路環境の創出に努めます。

○歩いて暮らせるまちの実現に向け、特に学校や保育園、公共公益施設の周辺については、歩道の設置や融雪施設の整備など、計画的な歩行空間の整備を進めていきます。

【その他道路】

○狭小幅員の地区内道路については、地域と行政の協働により、改良や堆雪スペースの確保・街灯の整備などを進め、安全で快適な道路空間の整備に努めます。

○新たな道路の整備については、以下の観点に基づき、その必要性について、沿道土地利用も含めた十分な検討を行うこととします。

- 北陸新幹線やスマートインターチェンジ整備などとあわせ、広域交流を促進・支援するために必要となるアクセス道路
- リダンダンシー*の観点(冬期や災害発生時の地域分断など)から必要となる代替道路
- 渋滞緩和など、地区内交流を促進・活発にするために必要となるネットワーク道路

※リダンダンシー：震災などで、道路や橋が機能不全に陥った場合、生活や産業活動に大きな支障が生じるというリスクに対し、代替の手段をあらかじめ確保する考え方。

2) 公共交通【鉄道・バス等】

◆基本方針◆

CO₂等の環境負荷の低減、来訪者及び高齢化の進展への対応を考慮し、誰もが円滑に移動できる交通体系を形成するため、交通事業者や地域住民との連携・協働により、適切な交通手段を検討し、持続可能な公共交通の実現に取り組みます。

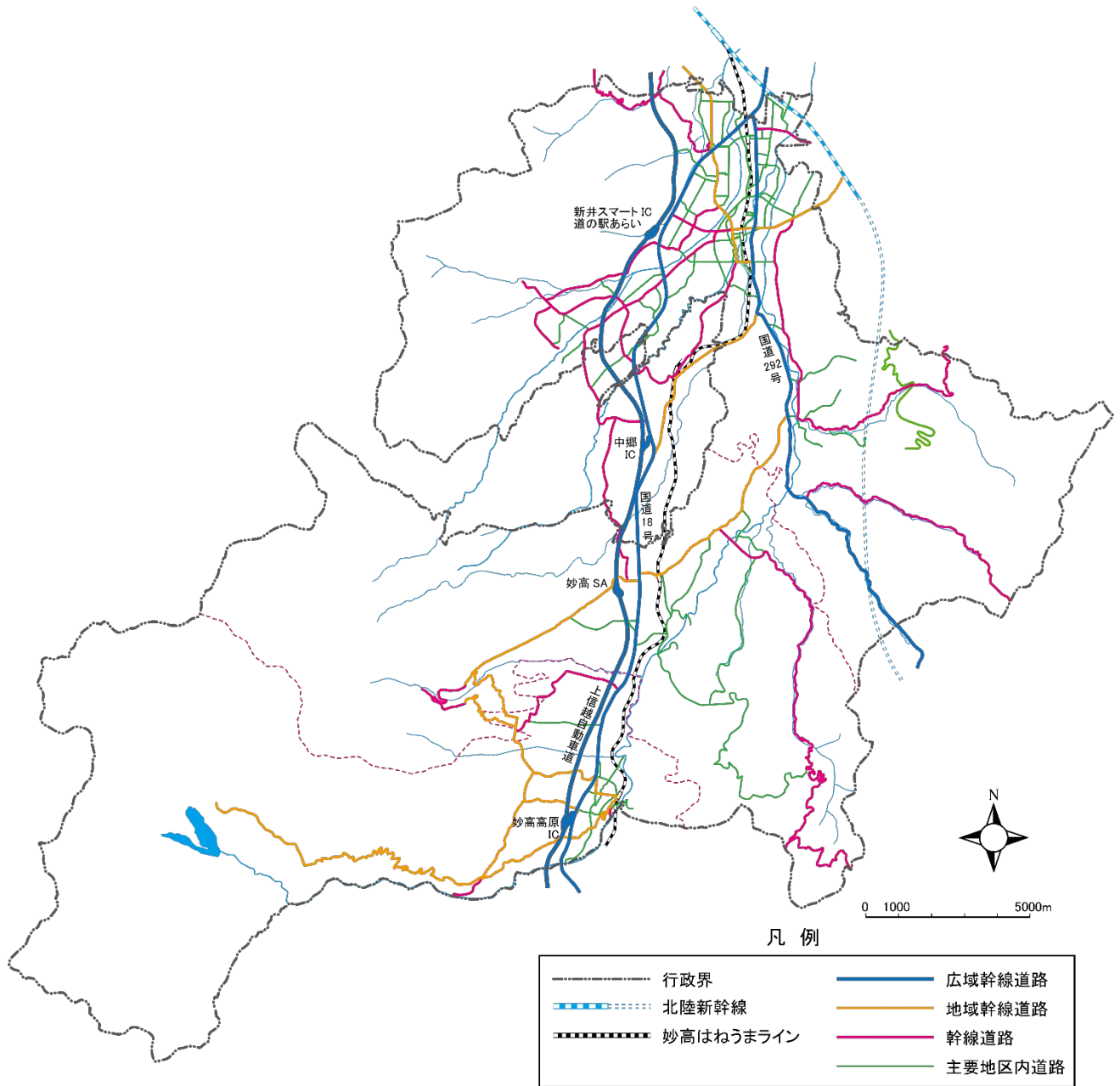


図 3-2-1 交通体系構想図

3. 都市施設整備の方針

(1) 都市施設の概況

本市における、公園・緑地等の「公共空地」、上水道・下水道、汚物処理場・ごみ焼却場等の「供給施設又は処理施設」、河川等の「水路」、学校・図書館等の「教育文化施設」、病院・保育所等の「医療施設又は社会福祉施設」といった都市施設は、都市活動や良好な都市環境を保持していくための施設であり、本市においては、各種計画に基づき、概ね計画通りに整備が進められてきたところです。

それらの取り組みの結果、平成30年4月に実施された妙高市まちづくり市民意識調査において、全ての世代で7～8割程度の市民が「住みやすさ」を感じているところです。一方で少子高齢化による社会構造の変化や雪の処理・交通の不便等の生活利便性を理由に、市内のほかの地区や市外への移住を考える市民が多くなっています。

(2) 都市施設整備の基本的な考え方

都市づくりの目標である「次の時代につなぐ人と自然にやさしいふれあい交流都市」の実現に向け、本市の豊かな自然を感じ、安心・安全・快適な暮らしを支える都市施設の整備を図っていくとともに、CO₂等の環境負荷の低減、省エネルギー化、廃棄物からの回収エネルギーや風力・太陽光等の自然エネルギーの活用についても積極的に取り組んでいくものとします。

具体的には、これまでの各種施設整備の維持・活用を基本としつつ、土地利用及び交通体系の整備と連携を図り、市民の暮らしの豊かさに貢献する都市施設整備を検討していきます。

(3) 都市施設整備の構想

1) 公園・緑地等

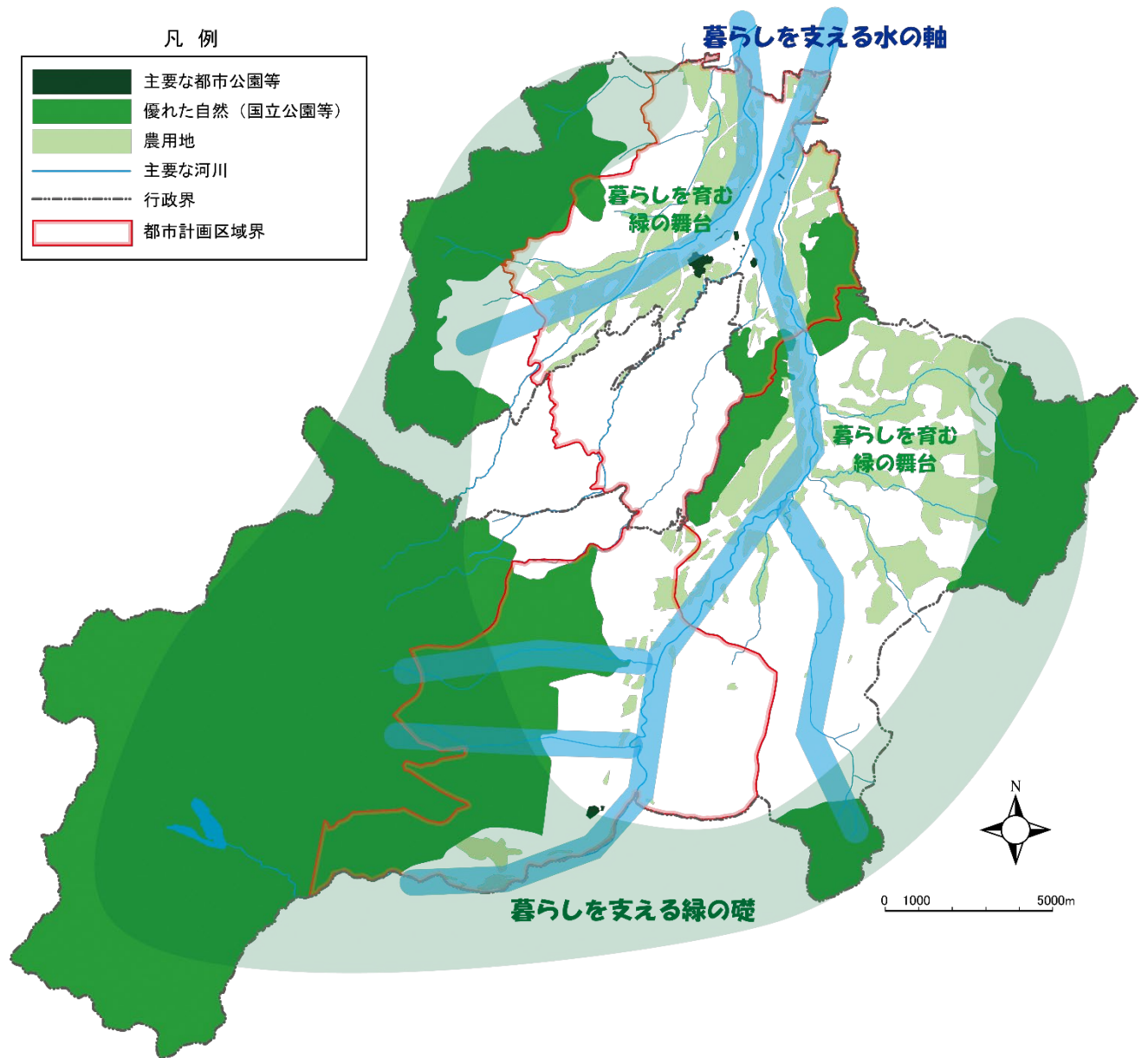
◆基本方針◆

市民の憩い・交流・レクリエーション・癒しの場として、既存施設の適切な維持・管理、またよいものを長く使うという長寿命化の視点を踏まえた、更新・改築計画のもと、暮らしに潤いや安心を与える身近な空間としての利用促進・機能充実を図ります。

2) 水環境・水辺空間

◆基本方針◆

安全・安心・快適な都市活動を支えるため、本市の暮らしの根幹を支える水環境の保全と水辺空間の利活用を図ります。



- ※ 暮らしを支える緑の礎： 妙高戸隠連山国立公園、久比岐県立自然公園、斑尾高原など、自然度の高い豊かな自然は、豊かで清らかな水を育む水源涵養、土砂流出防止、景観・観光資源などの機能を有し、直接・間接的に本市の暮らしを支えるものである
- ※ 暮らしを支える水の軸： 優良農地が広がり、特に積雪の多い本市で、快適な居住環境・都市活動を行うためには、水資源は不可欠なものであり、直接的に本市の暮らしを支えるものである
- ※ 暮らしを育む緑の舞台： 優良農地は、優良米等の食料の生産機能のみならず、良好な景観を構成する重要な要素でもあり、本市での心豊かな暮らし・交流促進といった舞台として機能するものである

図 3-3-1 都市空間形成における公園・緑地等、河川等水路の位置づけ

3) 下水道・ごみ処理等の供給処理施設

◆基本方針◆

安全で快適な都市活動を支える各種供給処理施設については、既存施設の適切な維持管理とともに、人にも自然にもやさしい施設の整備を図ります。

4) その他の施設

◆基本方針◆

既存施設の利活用を基本としつつ、市民の暮らしの豊かさを育み、人と自然にやさしいふれあい交流都市の実現に資する施設整備を各種施策との連携により進めていきます。

第4章 地域別構想

1. 地域別構想の策定にあたり

「地域別構想」は、将来都市像やまちづくりの方針となる、前章の「都市全体構想」を基本とし、地域の特性や課題に応じ、目指すべき地域の将来像の実現に向けたまちづくりの方針を明確にしていくことを目的として策定するものです。

地域別構想の基礎単位となる地域区分については、行政区・小学校区などの社会空間、各種公共公益施設の利用圏としての機能空間、市街地の構成要素や環境の面で同質な空間、通過交通の多い幹線道路・街路で固まれる居住環境空間などにより区分していくことが一般的とされています。

本市については、市外への転出者の増加や少子化による人口減少、また急激な高齢化ともあいまって、今後都市が大きく拡大していくと考えることは現実的ではなく、「生命地域の創造」に資する集約型都市構造の構築に向け、取り組んでいく必要があります。

よって、本市においては、旧行政区を基本とした社会空間（＝コミュニティ）を考慮しつつ、都市計画区域内を対象に、次のとおり大きく6地域に区分します。

なお、地域別構想の策定においては、都市計画区域外も関係することから、その計画要素（道路、自然環境、プロジェクト等）についても考慮していくこととします。

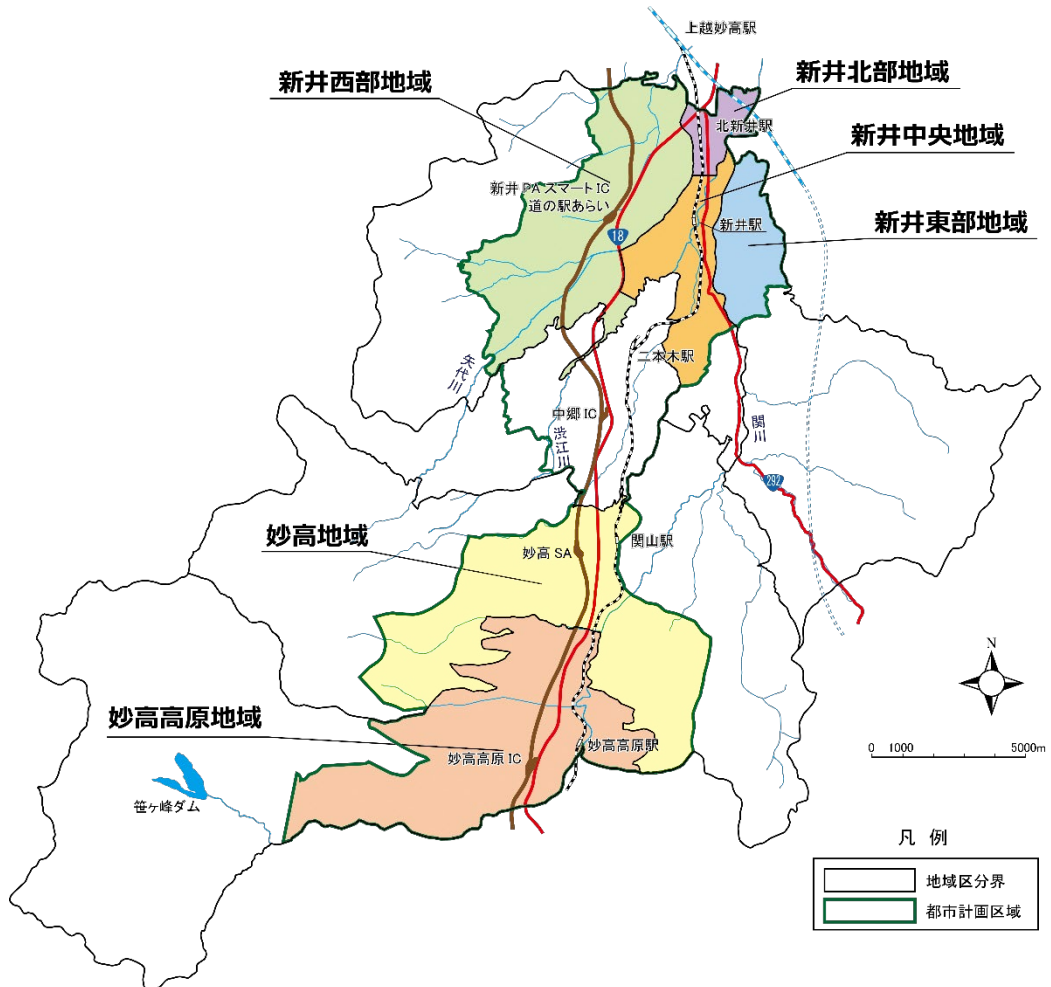


図 4-1-1 地域区分図

2. 新井中央地域の目指すまちづくり

(1) 地域の概況

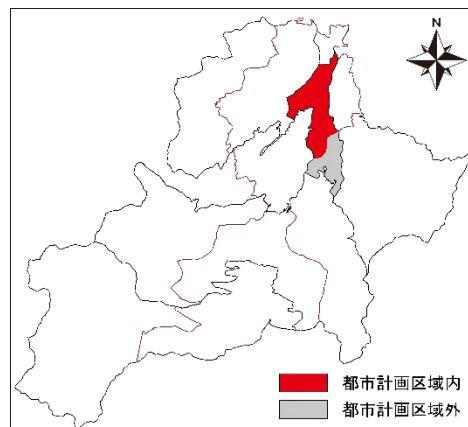
○新井中央地域は、新井駅を中心とした新井地域の中心市街地を含む地域であり、古くから街道の宿場町として発展し、公共施設や医療施設、商業施設などの都市機能が集積する本市の中心拠点として機能しています。

○地域のおおむね半分が用途地域に指定され、市街地再開発事業や土地区画整理事業により、市街地整備が進められてきました。なお、地域南部には新井総合公園や経塚山公園、松山水辺ふれあい公園、十三川水辺公園といった身近に自然と触れ合える環境も整っています。

なお、本地域と連続する新井南部関川左岸地区（鳥坂地区南部・原通地区）については、国道 292 号・（主）飯山斑尾新井線沿道に広く優良農地が広がり、上越市中郷区との境の高床山は、良好な生活環境を形成する里山として、条例により高床山系自然環境保護地区に指定されています。

○平成 30 年 4 月に実施した「妙高市まちづくり市民意識調査」によると、地域住民の意向としては、「医療保険制度等の持続的運営」が最も強く求められており、次いで「持続可能な行政経営の推進」、「観光基盤の整備」が求められています。

○令和 2 年の人口は、12,306 人、4,800 世帯、世帯あたり人員が 2.56 人となっており、人口・世帯数ともに 6 地域の中で最も多い地域です。なお、平成 22 年からの人口増加率は 0.898、世帯数増加率は 1.030 となっており、人口増加率は 6 地域中 3 番目、世帯数増加率については 6 地域中 5 番目となっています。



(2) 都市全体構想における地域の位置づけ

○土地利用としては、主に「住宅系土地利用（中密度）」とされ、新井駅を中心とした中心市街地は「商業・業務系土地利用」を図ることとされています。

○「広域幹線道路」（国道 292 号）、「地域幹線道路」（（主）上越新井線・（県）新井中郷線など）、「幹線道路」（（都）石塚加茂線・（都）石塚小出雲線など）といった、本市の骨格をなす道路が地域内を通過しています。

(3) まちづくりの基本方針

新井中央地域としては、既存の都市基盤や集積している各種都市機能を活かしながら、生命地域の中心にふさわしい、魅力とにぎわいのある交流拠点、ゆとりと活力のまちづくりを目指します。

～生命地域の中心にふさわしい
魅力と賑わいのある交流拠点、ゆとりと活力のまちづくり～

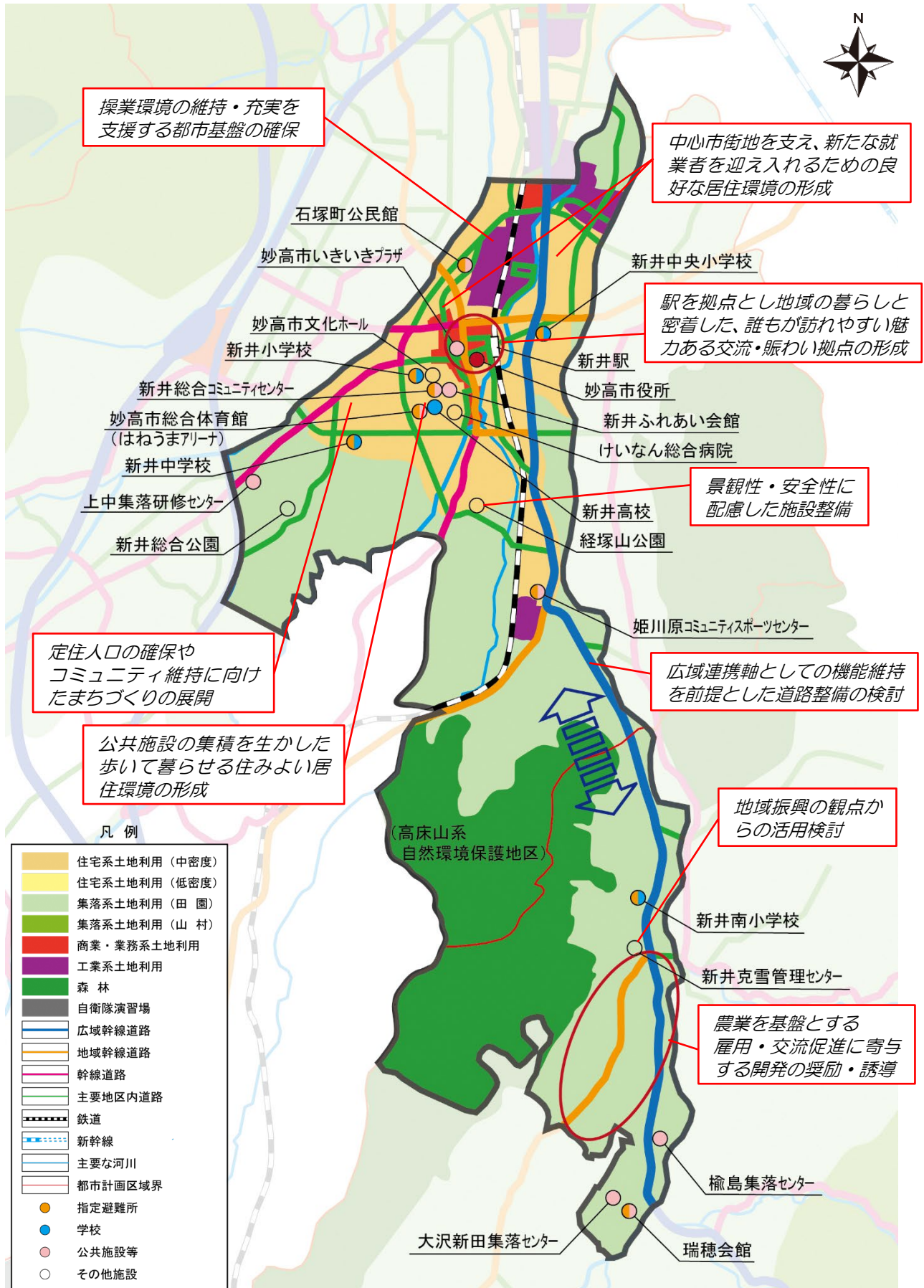


図 4-2-1 まちづくり構想・方針図 (新井中央地域)

3. 新井西部地域の目指すまちづくり

(1) 地域の概況

○新井西部地域は、新井地域における矢代地区及び斐太地区を含む地域であり、飛田・雪森などの民間の宅地開発により、住宅の建築が進んだ経緯はあるものの、広く優良農地が残る農村環境が維持されている地域です。

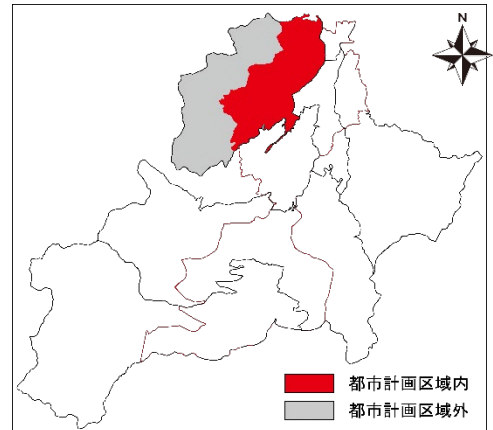
なお、上信越自動車道新井パーキングエリアのスマートインターチェンジや道の駅あらいの整備により、本市の新たな玄関口としての機能を担っています。

○地域内は用途地域未指定であり、上信越自動車道以東はほぼ全域が農振農用地に指定されています。なお、本地域背後は久比岐県立自然公園に指定され、自然林に近い二次林が広がり、豊かな自然が残されています。

○斐太地区の斐太遺跡周辺には、史跡公園や県民休養地などが集積するとともに、矢代地区の西野谷新田には、「万内川砂防公園」が整備され、自然や歴史・文化と触れ合うことのできる交流の場となっています。

○平成30年4月に実施した「妙高市まちづくり市民意識調査」によると、地域住民の意向としては、「医療保険制度等の持続的運営」が最も強く求められており、次いで「総合的な健康づくりの推進」、「効果的な観光情報の発信」が求められています。

○令和2年の人口は、4,551人、1,592世帯、世帯あたり人員が2.86人となっており、人口は6地域中2番目、世帯数は6地域中3番目の地域です。なお、平成22年からの人口増加率は0.951、世帯数増加率は1.146となっており、人口増加率は6域中2番目、世帯数増加率については6域中3番目となっています。



(2) 都市全体構想における地域の位置づけ

○土地利用としては、「集落系土地利用（田園）」「集落系土地利用（山村）」より構成され、農地の保全と周辺環境との共生を基本とした住環境の維持を図ることとされています。

○本市の骨格軸であり、「広域幹線道路」として位置づけられる上信越自動車道・国道18号が地域内を南北に縦断し、東西に「幹線道路」（（県）西野谷新田新井線など）が通過しています。

(3) まちづくりの基本方針

新井西部地域としては、優良農地や歴史・文化・観光資源を保全・活用し、内外交流の促進による、潤いと賑わいのまちづくりを目指します。

～内外交流の促進による、潤いと賑わいのまちづくり～

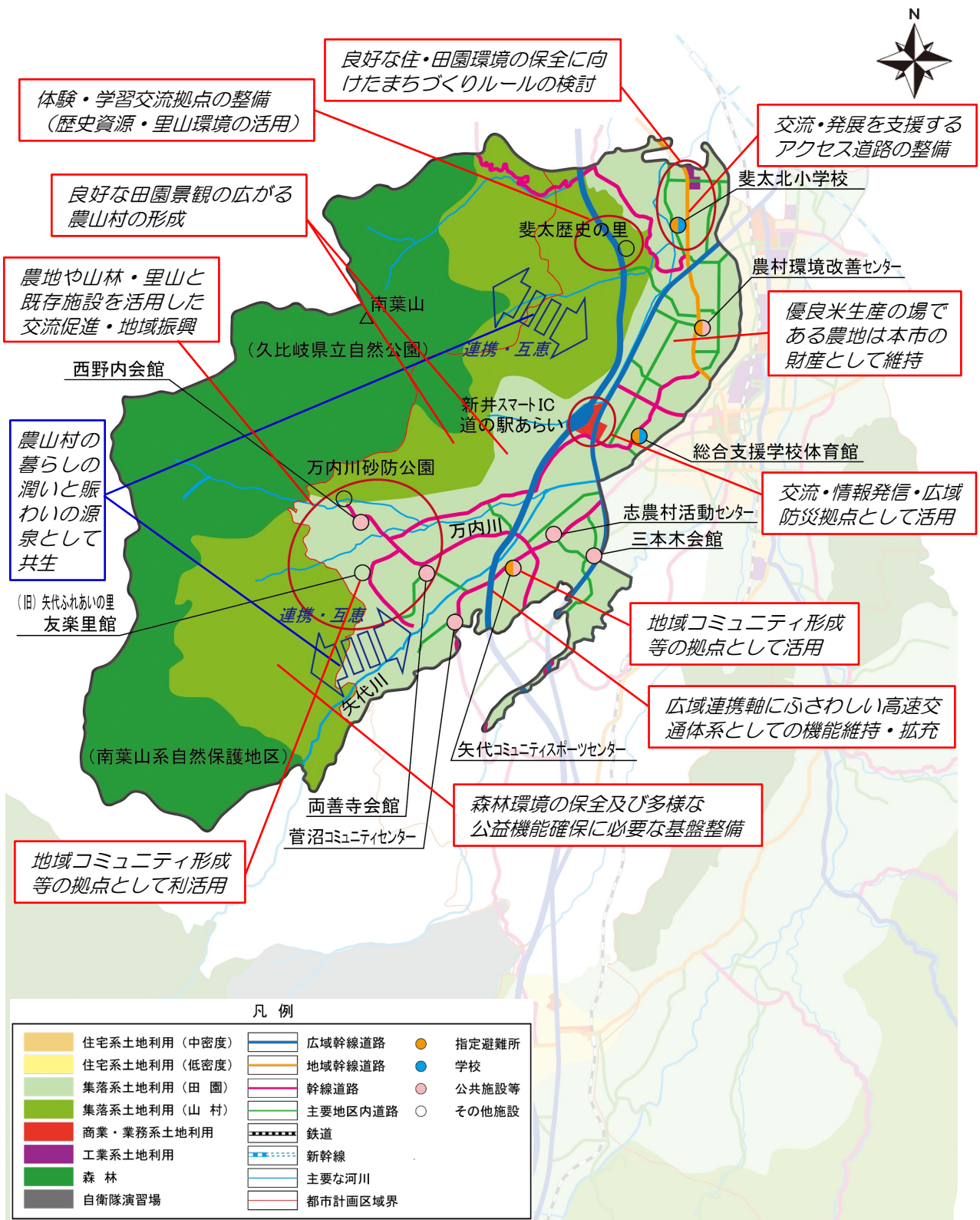


図 4-3-1 まちづくり構想・方針図 (新井西部地域)

4. 新井北部地域の目指すまちづくり

(1) 地域の概況

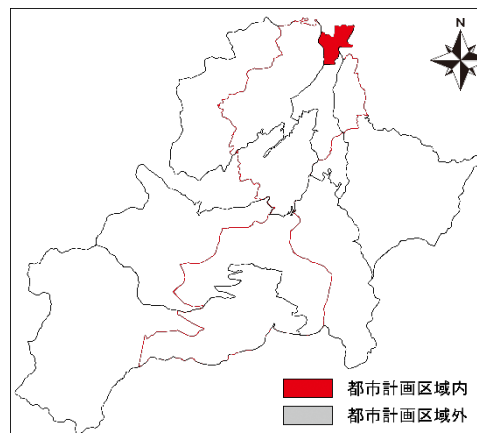
○新井北部地域は、新井地域における和田地区の範囲であり、北新井駅を有し、国道 18 号と国道 292 号が結節する交通利便性の高い地域です。

○地域のおおむね半分が用途地域に指定され、大規模工場や大型ショッピングセンターが立地し、用途地域外の範囲については、おおむね農振農用地として指定されています。

なお、国道 292 号の延伸路線となる（県）上越協野田新井線近傍の上越市大和地区に、平成 26 年度の北陸新幹線開業により上越妙高駅が整備されました。

○平成 30 年 4 月に実施した「妙高市まちづくり市民意識調査」によると、地域住民の意向としては、「効果的な観光情報の発信」が最も強く求められており、次いで「観光客受入体制の充実」、「四季を通じた観光誘客の推進」が求められています。

○令和 2 年の人口は、3,542 人、1,357 世帯、世帯あたり人員が 2.61 人となっており、人口・世帯数ともに 6 地域の中で 4 番目の地域です。なお、平成 22 年からの人口増加率は 1.076、世帯数増加率は 1.173 となっており、人口増加率は 6 域中 1 番目、世帯数増加率については 6 域中 2 番目の高い増加率をしめしており、人口増加地域は本地域のみとなっています。



(2) 都市全体構想における地域の位置づけ

○土地利用としては、「住宅系土地利用（中密度）」「集落系土地利用（田園）」「商業・業務系土地利用」「工業系土地利用」より構成され、周辺環境や地域コミュニティに配慮したゆとりと魅力ある居住環境等の形成を図ることとされています。

○本市の骨格軸であり、「広域幹線道路」として位置づけられる国道 292 号が地域内を南北に縦断し、これを軸として「幹線道路」（（県）上小沢上越妙高停車場線）や「主要地区内道路」が地域内を通過します。

(3) まちづくりの基本方針

新井北部地域としては、新井西部地域の斐太地区と同様に、人口増加や北陸新幹線開業による都市的土地利用の需要が高まるものと想定されますが、現状の土地利用に関する規制を基本とし、計画的市街地整備を誘導し、生活利便性とゆとりの居住環境が共存するまちづくりを目指します。

～計画的市街地整備の誘導による、
生活利便施設とゆとりの居住環境が共存するまちづくり～

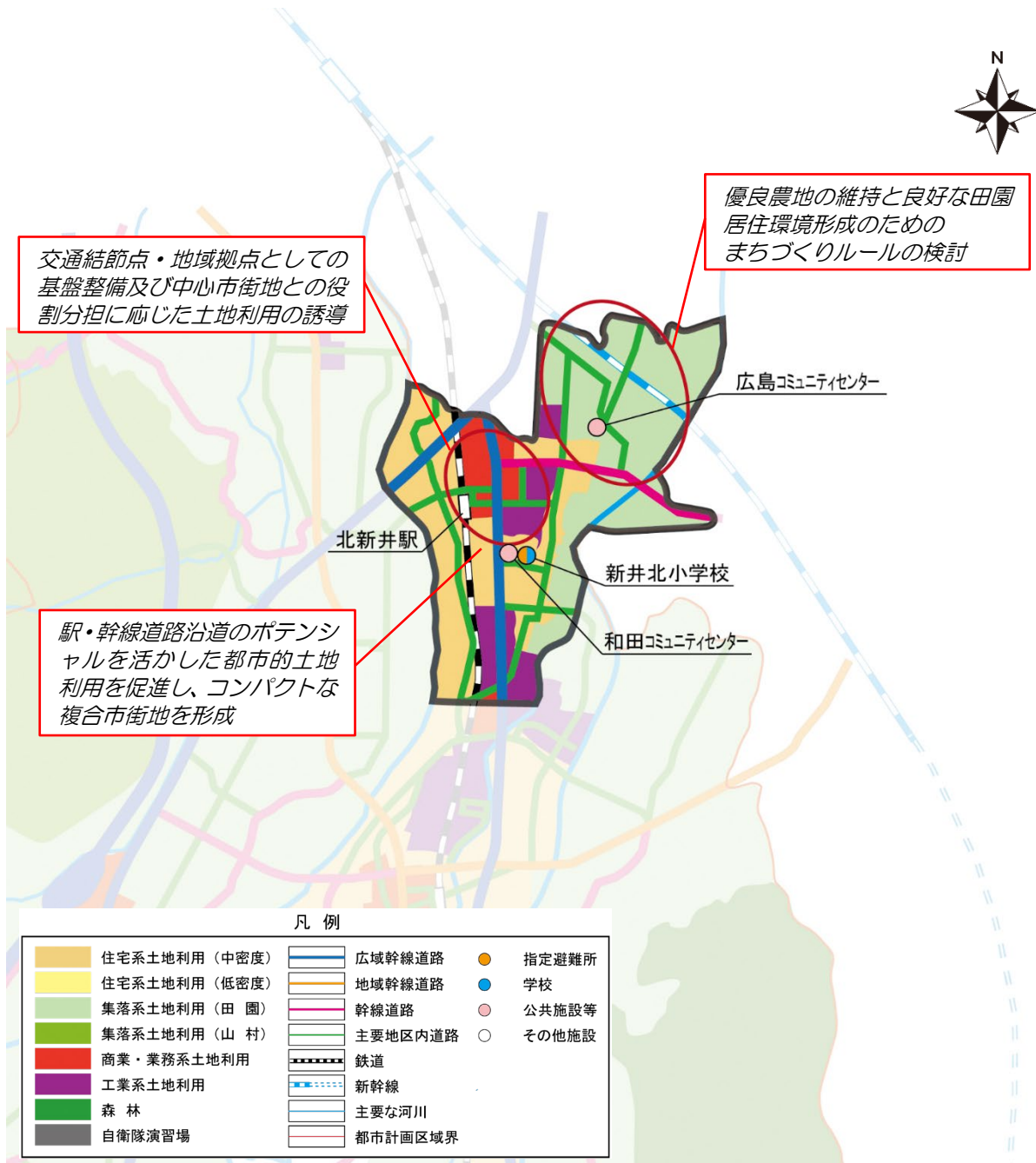
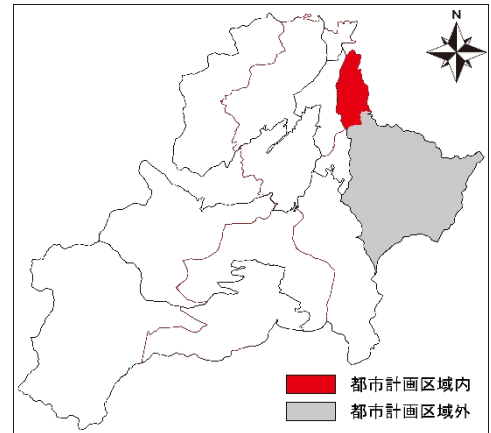


図 4-4-1 まちづくり構想・方針図（新井北部地域）

5. 新井東部地域の目指すまちづくり

(1) 地域の概況

- 新井東部地域は、新井地域における水上地区等の範囲であり、本市の中心市街地である新井駅周辺地域に近く、良好な田園集落、優良農地や自然豊かな東山を有する緑豊かな地域です。
- 地域内は用途地域未指定であり、関川沿いに広がる農地は農振農用地に指定され、上越市板倉区との境の東山は、良好な自然の風景地等として、「妙高市自然環境を守る条例」により東山丘陵自然環境保護地区に指定されています。なお、本地域と連続する新井南部関川右岸地区（水原地区・泉地区・上郷地区・平丸地区）については、地形的制約により、集落は国道 292 号や（県）上小沢北条線・（県）飯山新井線沿道の狭く限られ範囲に限定されますが、ため池や棚田、平丸ふれあいの森など自然と共生する農山村の暮らしが今も残されています。
- 平成 30 年 4 月に実施した「妙高市まちづくり市民意識調査」によると、地域住民の意向としては、「医療保険制度等の持続的運営」が最も強く求められており、次いで「地域公共交通の維持」、「四季を通じた観光誘客の推進」が求められています。
- 令和 2 年の人口は、1,368 人、537 世帯、世帯あたり人員が 2.55 人となっており、人口・世帯数ともに 6 地域の中で最も低い地域です。なお、平成 22 年からの人口増加率は 0.868、世帯数増加率は 1.229 となっており、人口増加率は 6 域中 4 番目、世帯数増加率については 6 域中 1 番目であり、核家族化の進行がうかがえます。



(2) 都市全体構想における地域の位置づけ

- 土地利用としては、「集落系土地利用（田園）」「森林」より構成され、農地の保全と周辺環境との共生を基本とした住環境の維持を図ることとされています。
なお、新井南部関川右岸地区については「集落系土地利用（田園）」「集落系土地利用（山村田園）」「森林」より構成され、魅力ある田園環境、自然環境の適正な保全を図りつつ、産業振興や交流促進を目指すこととされています。
- 地域幹線道路として位置づけられる（主）新井柿崎線が地域北部を東西に横断し、本市の中心市街地へと連絡しています。
なお、新井南部関川右岸地区については、広域幹線道路である国道 292 号や幹線道路である（県）上小沢北条線・（県）飯山新井線が通過し、本地区の生命線として機能しています。

(3) まちづくりの基本方針

「生命地域の創造」に資する集約型都市構造の構築という考え方を踏まえ、新井東部地域としては、豊かな自然と地域コミュニティの形成を大事にする、ゆとりと安心、地域資源を活用するまちづくりを目指します。

～豊かな自然と地域コミュニティを大事にする、
ゆとりと安心、地域資源を活用するまちづくり～

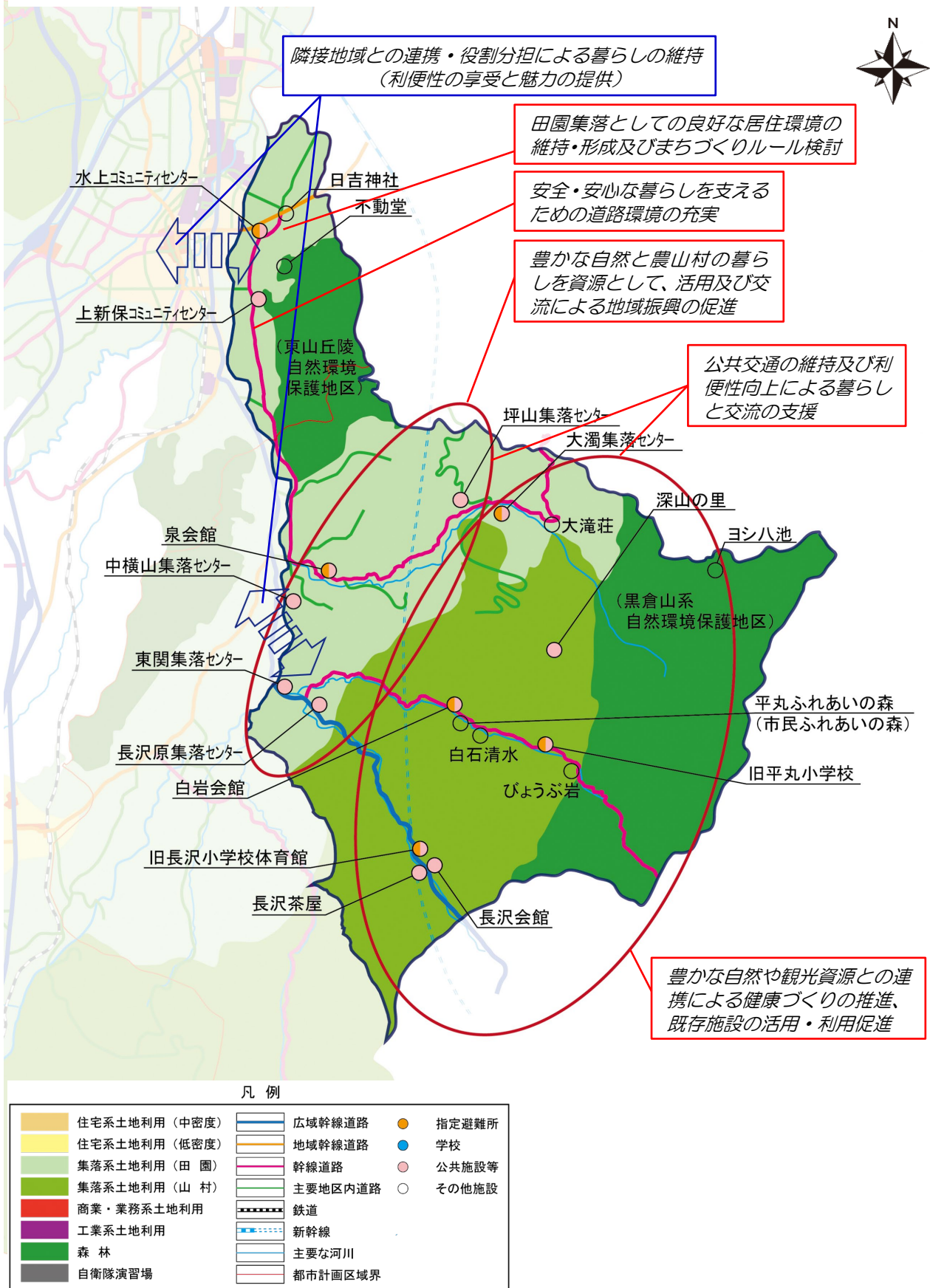


図 4-5-1 まちづくり構想・方針図（新井東部地域）

6. 妙高地域の目指すまちづくり

(1) 地域の概況

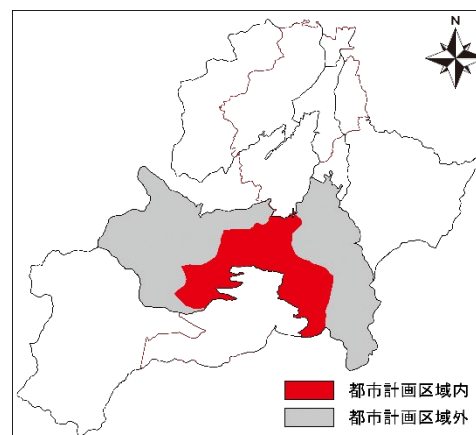
○妙高地域は地域の大半が山林となっています。なお、本地域の中心部は、関山駅が位置する関山地区であり、妙高はねうまライン（えちごトキめき鉄道）と上信越自動車道間のおおむね1 km 程度の範囲に公共施設や住宅等が立地しています。また、地域のシンボルである「関山神社」は、修験道時代のなごりを残した火祭りが行われ、参拝客で賑わいます。

なお、地域中央部の妙高パーキングエリア西側には、スキー場や、国立妙高青少年自然の家・休暇村妙高といった環境教育・体験宿泊施設・温泉宿泊施設等があり、平成19年9月に開園した「クラインガルテン妙高」は、農業を通じた交流促進・地域振興施設としての機能を果たしているところです。

○地域内は用途地域未指定であり、国道18号以东や坂口新田地区周辺が農振農用地に指定されるとともに、地域西側を含む範囲が妙高戸隠連山国立公園に指定されています。また本区域東側に隣接する豊葦地区については、土路川沿いが地すべり防止区域に指定されています。また、スキー場や宿泊施設が多く立地し、リゾート地として長野県飯山市境に位置する斑尾高原については、条例により斑尾高原自然環境保全地区に指定されており、自然環境の維持・保全を図ることとしています。

○平成30年4月に実施した「妙高市まちづくり市民意識調査」によると、地域住民の意向としては、「克雪対策の推進」が最も強く求められており、次いで「雇用・労働環境の充実」、「医療保険制度等の持続的運営」が求められています。

○令和2年の人口は、2,055人、773世帯、世帯あたり人員が2.66人となっており、人口・世帯数ともに6地域の中で5番目の地域です。なお、平成22年からの人口増加率は0.855、世帯数増加率は0.983となっており、人口増加率は6地域中5番目、世帯数増加率については6地域中最も低く、人口減少・世帯減少が進んでいる地域となっています。



(2) 都市全体構想における地域の位置づけ

○土地利用としては、「集落系土地利用（山村）」が大半を占め、周辺環境との共生を基本とした土地利用を図ることとされています。なお、関山駅を中心とした本地域中心部は「住宅系土地利用（低密度）」を図ることとされています。

○「広域幹線道路」（上信越自動車道・国道18号）が地域を南北に縦断し、「地域幹線道路」（（主）飯山斑尾新井線・（県）大原関山停車場線）が東西に横断しています。

(3) まちづくりの基本方針

妙高地域としては、生活利便性を高めるとともに、優良農地や歴史・文化資源を活用し、内外交流の促進による、“農”ある暮らしのまちづくりを目指します。

～内外交流の促進による、農のある暮らしのまちづくり～

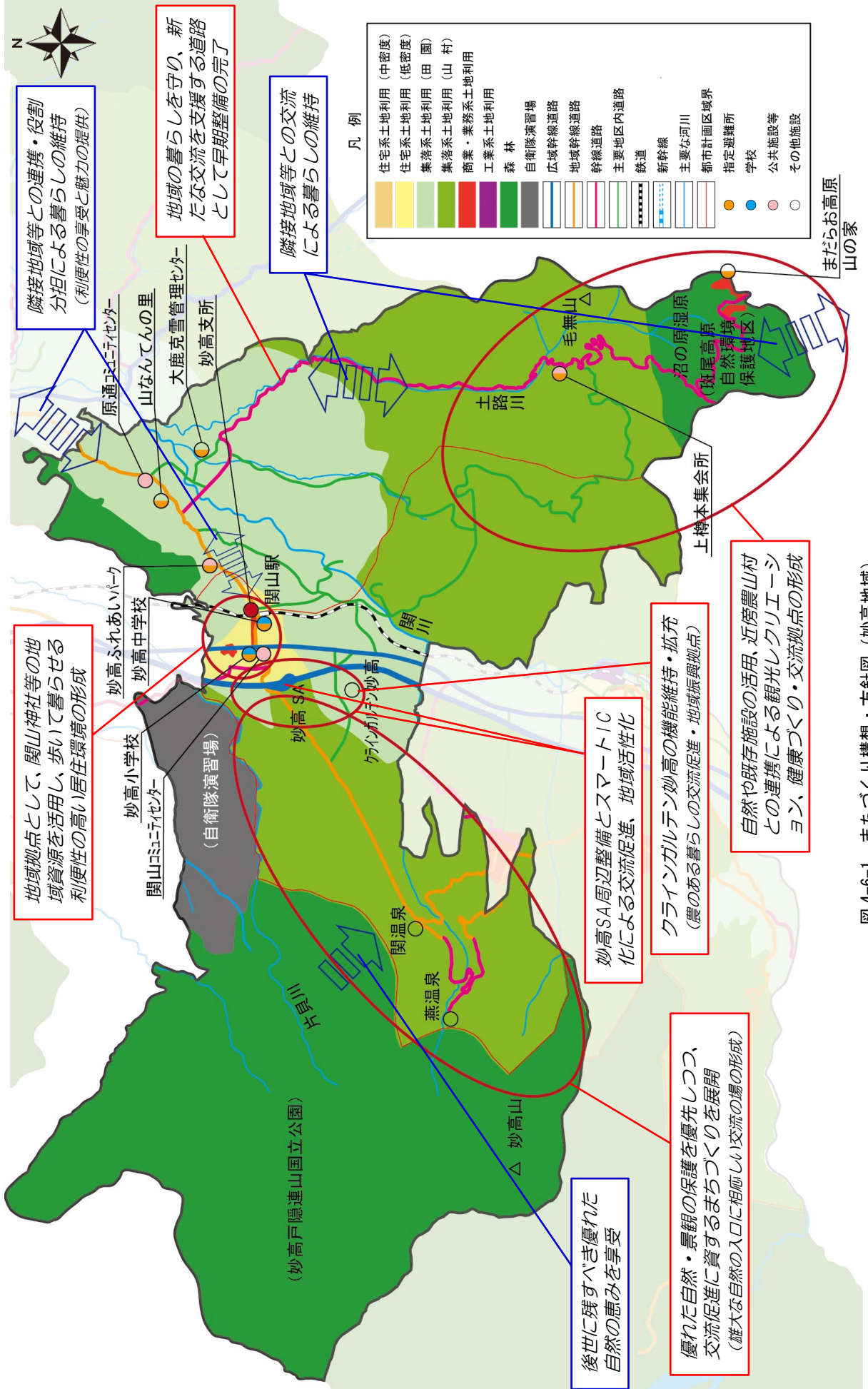
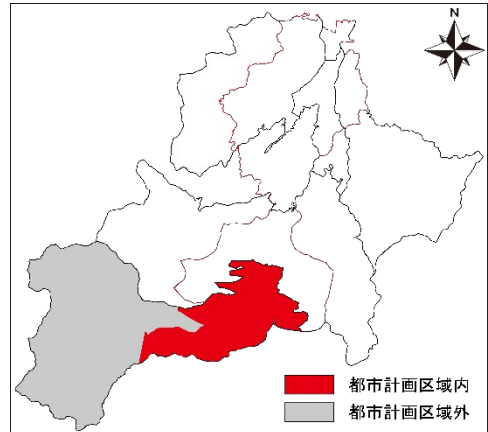


図 4-6-1 まちづくり構想・方針図 (妙高地域)

7. 妙高高原地域の目指すまちづくり

(1) 地域の概況

- 妙高高原地域は、妙高山麓に位置する妙高高原駅・妙高高原支所を中心とする地域であり、地域の大半は山林で、スキー場やゴルフ場、温泉といった施設が充実する本市の代表的観光地区として機能しているものの、近年スキー人口は減少にあり、本市へのスキーを目的とした観光客入込数は、10年間で約30%減少しています。
- 地域内は用途地域未指定であり、上信越自動車道より以西はおおむね風致地区に指定されるとともに、妙高戸隠連山国立公園との重複指定となっています。
- 平成30年4月に実施した「妙高市まちづくり市民意識調査」によると、地域住民の意向としては、「克雪対策の推進」が最も強く求められおり、次いで「快適な生活環境の確保」、「四季を通じた観光誘客の推進」が求められています。
- 令和2年の人口は、4,471人、1,995世帯、世帯あたり人員が2.24人となっており、人口は6地域中3番目、世帯数は6地域中2番目の地域です。ただし、平成22年から人口増加率は0.827、世帯数増加率は1.052となっており、人口増加率は6地域中で最も低く、世帯数増加率については6地域中4番目です。人口減少・世帯減少、核家族化が進行している地域となっています。



(2) 都市全体構想における地域の位置づけ

- 土地利用としては、「集落系土地利用（山村）」が大半を占め、周辺環境との共生を基本とした土地利用を図ることとされています。なお、妙高高原駅を中心とした本地域中心部は「住宅系土地利用（低密度）」また池の平温泉周辺及び赤倉温泉周辺については、「商業・業務系土地利用」を図ることとされています。
- 「広域幹線道路」（上信越自動車道・国道18号）が地域を南北に縦断し、「地域幹線道路」（（主）妙高高原公園線・（県）杉野沢二俣線・（県）池の平妙高温泉線）が地域内を連絡する道路として機能しています。

(3) まちづくりの基本方針

妙高高原地域としては、妙高山麓の雄大な自然に見守られ、四季と温もりが感じられる安らぎの交流まちづくりを目指します。

～妙高山麓の雄大な自然に見守られ、四季と温もりが感じられる安らぎの交流まちづくり～

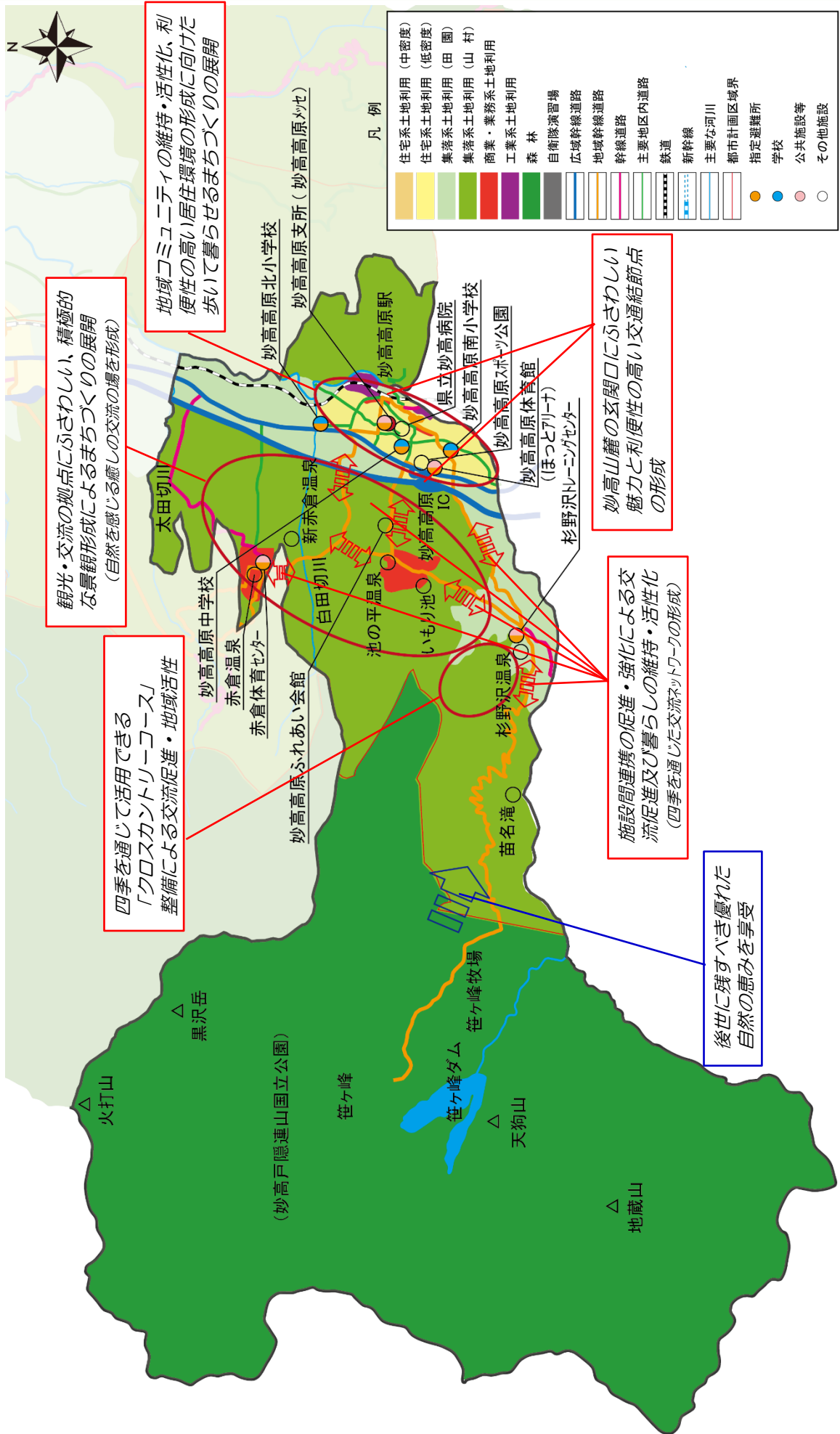


図 4-7-1 まちづくり構想・方針図 (妙高高原地域)

第5章 実現化方策

1. 実現に向けた取り組み（将来像の実現に向けての課題）

都市計画マスタープランは、妙高市の将来像（グランドデザイン）を示すとともに、都市計画に係る様々な施策に関する総合的な指針です。

今後は、将来像の実現を目指し、本都市計画マスタープランに従って一貫性のあるまちづくりを推進していきます。

また、少子高齢化・人口減少が進む時代背景のなかで、まちづくり・地域づくりを進めていくにあたっては、市民や企業・事業者との協働が不可欠であるとともに、周辺市町村や県、国を含めた広域連携も重要な取組となっていきます。

以上を踏まえ、計画の推進に向け、様々な視点で計画推進体制を確立していくこととします。

（1）まちづくりの連携

今後のまちづくりについては、地域住民、事業者、行政等のパートナーシップにより、本都市計画マスタープランで設定した「都市の将来像」「全体構想」「地域別構想」の実現に向けた取り組みを進めていきます。

特に妙高市としては、地域住民や事業者の活動を支援するため、積極的な情報の公開・提供及び部局関連携に努め、各種組織を束ねていく役割を担っていきます。また、北陸新幹線・妙高はねうまライン、バス交通や道路といった交通体系、自然環境の保全・活用に関する取り組みなどについては、広域的見地から調整を図る必要があるため、上越市・新潟県・国のみならず、長野県も含めた連携・調整を図っていきます。

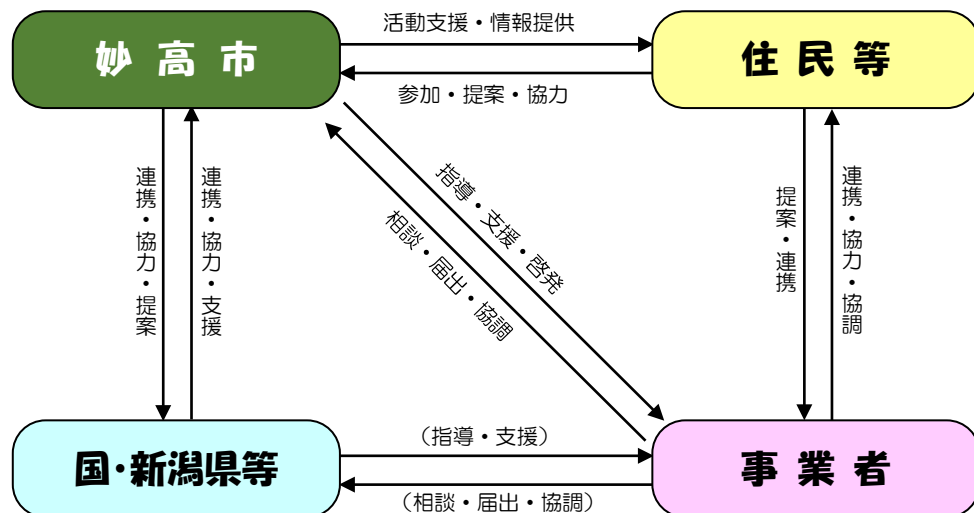


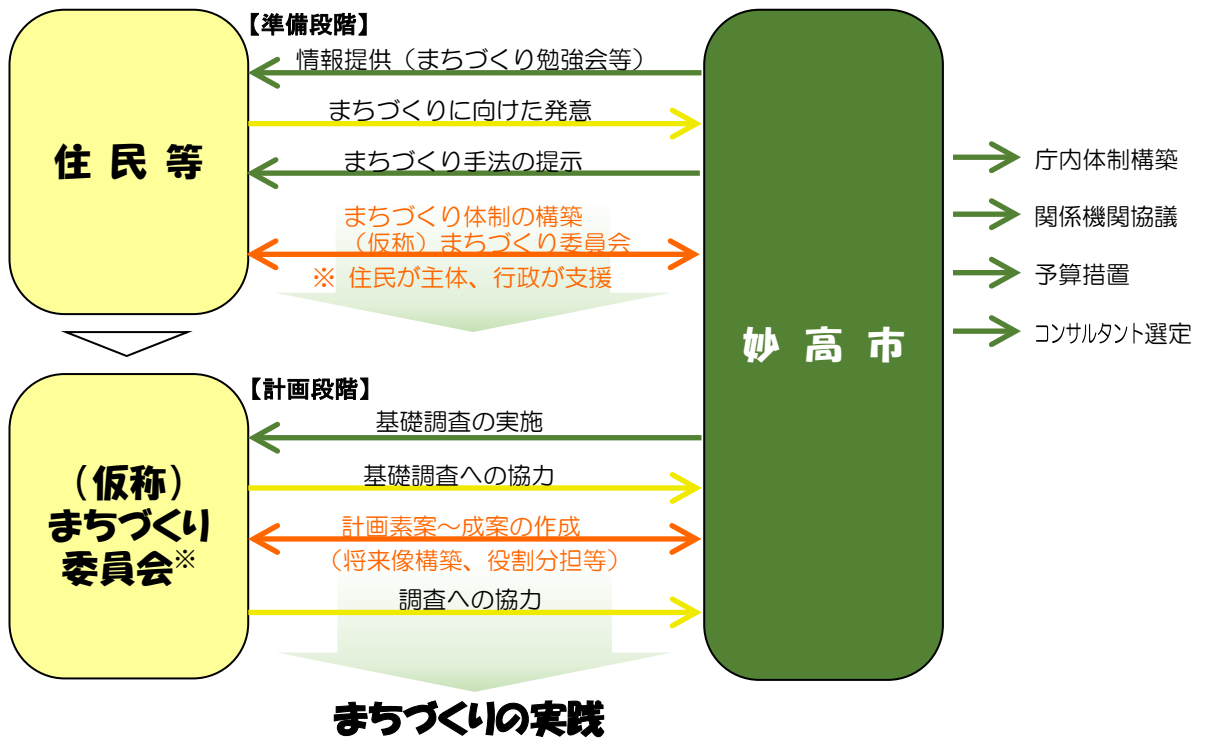
図 5-1-1 まちづくりの連携に向けた各主体の役割イメージ

(2) 地域別まちづくり計画の検討

本都市計画マスタープランでは、本市を6つの地域に区分し、地域別構想を検討しましたが、これらの実現に向けては、各地域でより具体的な計画の検討が必要になります。

そこで、各地域でのまちづくり計画は、住民等が主体となり、妙高市はまちづくりの実践に向け、積極的な支援を行っていくこととします。

→ 事業計画書の



※（仮称）まちづくり委員会について

- ・「（仮称）まちづくり委員会」とは、住民等からのまちづくりに向けた発意（意見・要望等）を、具体のまちづくり計画として実現していくための組織と位置づけ、地域住民等の代表の方々により構成して頂くことを想定しているものです。
- ・組織名称や構成員の選定方法、また具体の計画策定に向けた支援の方法・内容については、地域の特性等に応じ、柔軟に対応を図っていくものとします。

図 5-1-2 地域別まちづくり計画の検討ステップのイメージ

(3) 計画のフォローアップ

計画の実現に向けては、市民が本都市計画マスタープランの主旨や本市の将来像を理解し、自ら主体となって参加できるような社会を構築していく必要があります。

市民の意識啓発を図るためには、都市計画マスタープランのPR、地域づくり・まちづくりに関する情報公開の推進、勉強会や楽しみながら参加できるイベント（シンポジウムやワークショップなど）について、積極的な開催に努めていきます。

また、計画の推進にあたっては、「妙高市行政評価システム」により、計画の進行管理、評価、必要に応じた見直しなどを行い、総合的かつ効率的・効果的に推進すべき施策をできることから順次、段階的に実施していくこととします。

2. まちづくりの実現方策（都市計画上の実現の方策）

ここでは、「都市全体構想」や「地域別構想」等を実現するための方策について、考えられる事業手法や事業制度等について整理します。

なお、事業手法・制度の選定及び適用手法の検討にあたっては、社会経済情勢や市民意向を含めた計画の熟度を十分に考慮したうえで、柔軟な対応が可能になるよう留意していくこととします。

表 5-2-1 まちづくりの実現方策と都市全体構想との関係

		土地利用及び市街地開発等に関する整備方策	交通関連都市施設に関する整備方策	公園・緑地関連都市施設に関する整備方策	都市環境関連都市施設に関する整備方策
土地利用	住宅系土地利用	■	■	■	■
	集落系土地利用	■	■		■
	商業・業務系土地利用	■	■	■	■
	工業系土地利用	■	■		■
	森林				■
交通体系	道路		■		
	公共交通	■	■		
都市施設整備	公園・緑地等			■	■
	水環境・水辺空間				■
	下水道・ごみ処理等の供給処理施設				■
	その他の施設	■	■	■	■

注) 本表は、まちづくりの実現方策と都市全体構想における3分野の整備方策の関係を示すことを目的に整理したものであり、具体の事業の実施や整備を示すものではない。

3. 重点的に取り組む施策

(1) 将来都市構造を実現するための主要事業

本市の目指す将来都市像「次の時代につなぐ人と自然にやさしいふれあい交流都市」における「将来都市構造」を実現するための主要事業等は以下のとおりです。

想定される事業・構想	概要	該当する地域						想定年次		
		新井中央	新井西部	新井北部	新井東部	妙高	妙高原	短期	中期	長期
SDGs 大洞原住宅団地整備	「現クラインガルテンの拡張整備」から事業移行					○		■	■	■
恵ため池整備	渇水対策としてのため池整備					○		■		
陣場霊園整備	陣場霊園隣接地に、霊園を拡張	○						■		
妙高原ビジターセンター整備※1	施設の更新・機能拡張						○	■	■	
総合体育館整備	新井運動公園の機能拡張	○						■		
保育園・幼稚園の整備	保育園・幼稚園の統廃合施設更新・機能拡充等	○	○	○	○	○	○	■	■	■
小学校・中学校の整備	小学校・中学校の統廃合施設更新・機能拡充等	○	○	○	○	○	○	■	■	■
浄水場整備	施設の更新		○				○	■	■	
下水道整備	公共下水道の整備、公共下水道区域拡張		○				○	■	■	
終末処理場整備	終末処理場の統合						○	■	■	
都市計画道路整備	事業区間見直し等(継続・変更・廃止)	○	○	○	○	○	○	■	■	■
都市計画公園整備	都市公園の計画決定・整備	○	○	○	○	○	○	■	■	■
斐太歴史の里整備	機能拡張としての整備		○					■	■	■
環境共生型施設	スローツーリズム施設としての整備					○			■	■
妙高 SA 周辺整備	スマート IC 化とあわせた周辺基盤整備					○		■	■	■
平行在来線関連整備(妙高はねうまライン)	駅施設、基盤整備	○		○				■	■	■
クロスカントリーコース整備	公認のクロスカントリーコースの整備						○	■	■	
最終処分場の更新	次期最終処分場の整備				(地域未定)					■
地熱発電施設整備	妙高山麓の地熱を利用した発電所開発					○			■	■
新図書館等複合施設整備	図書館、子育て支援、市民交流機能等の複合施設整備	○								■

※想定年次 ■：平成 23 年度時点 ■：修正、追加

【短期】平成 26 年度（第 1 次妙高市総合計画計画期間）までの期間に事業を検討若しくは計画・実施
 【中期】令和 2 年度（本都市計画マスタープラン中間年次）までの期間に事業を検討若しくは計画・実施
 【長期】令和 12 年度（本都市計画マスタープラン計画期間）までの期間に事業を検討若しくは計画・実施

予定通りに進んでいる事業
予定通りに進んでいない事業
追加した事業

注) 本表は平成 23 年度時点で取り組みが必要とされている事業であるが、具体事業の実施を宣言しているものではない。
 なお、具体の事業や該当地域、想定年次については、今後の社会経済情勢や市民移行等により、適宜変更・修正・追加していくこととします。

※ 1：妙高原ビジターセンターは、環境省直轄により建替え整備中（令和 4 年度 OP 予定）



妙高市都市計画マスタープラン
[概要版]